

消 防 予 第 110 号  
平成 19 年 3 月 26 日

各都道府県消防防災主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁 予 防 課 長

消防用設備等の試験基準の一部改正について

消防用設備等の試験については、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件」（平成元年消防庁告示第4号）により運用いただいているところですが、特定共同住宅等において通常用いられる消防用設備等に代えて用いることができる必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等が定められ、「消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件」（平成18年消防庁告示第25号）が公布されたことに伴い、「消防用設備等の試験基準の全部改正について」（平成14年9月30日消防予第282号）の一部を下記のとおり改正したので通知します。

貴職におかれましては、その運用に十分配慮されるとともに、都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県の市町村に対しても周知されますようお願いいたします。

記

第1 消防用設備等試験結果報告書の様式を定める件の一部を改正する件（平成18年消防庁告示第25号）に関する事項

- (1) 「第21 連結送水管の試験基準」を「連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準」に改め、内容の一部を改正することとしたこと。
- (2) 「第22 非常コンセント設備の試験基準」を「非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準」に改め、内容の一部を改正することとしたこと。
- (3) 「第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準」の次に、「第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準」、「第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準」、「第33 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備の試験基準」を加えることとしたこと。

第2 その他の事項

所要の規定の整備が図られたこと。

## 消防用設備等の試験基準

- 第1 消火器具の試験基準
- 第2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第5 泡消火設備の試験基準
- 第6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第8 粉末消火設備の試験基準
- 第9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第11 自動火災報知設備の試験基準
- 第12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第13 漏電火災警報器の試験基準
- 第14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第15 非常警報設備の試験基準
- 第16 避難器具の試験基準
- 第17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第18 消防用水の試験基準
- 第19 排煙設備の試験基準
- 第20 連結散水設備の試験基準
- 第21 連結送水管 （共同住宅用連結送水管） の試験基準
- 第22 非常コンセント設備 （共同住宅用非常コンセント設備） の試験基準
- 第23 無線通信補助設備の試験基準
- 第24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第27の2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第28 配線の試験基準
- 第29 総合操作盤の試験基準
- 第30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第34 住戸用自動火災報知設備・共同住宅用非常警報設備の試験基準

## 第2 屋内消火栓設備

屋内消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
水	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。
	水量		規定量以上確保されていること。
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。
	給水装置		適正であること。
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加	設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。
圧	ポンプ・電動機	設置状況	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。
		接地工事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		配線	適正であること。
		潤滑油	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
送	水温上昇防止のための逃し装置	配管・バルブ類	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
		オリフィス等	目視により確認する。
		ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	最小流過口径は、3mm以上あること。
水の	性能試験装置の配管・バルブ類	目視により確認する。	a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。
			a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
			a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
装	呼水装置	材質	100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合には50ℓ以上の水量が確保されていること。
		水量	管の呼びで50A以上であること。
		溢水用排水管	
置			

		呼 水 管		管の呼びで 40A 以上であること。	
		補 給 水 管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。	
		減 水 警 報 装 置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。	
制御装置		設 置 場 所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。	
		制 御 盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。	
		予 備 品 等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
		接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
圧力計・連成計		設 置 位 置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
		性 能		JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
起 動	直接操作部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。	
		表 示		屋内消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。	
装 置	遠隔操作部	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋内消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。	
		構 造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置が講じられていること。	
		表 示		a 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。 b P 型発信機を兼用するものには、屋内消火栓設備の加圧送水装置と連動している旨の表示がなされていること。	
		遠 隔 自 動 起 動 装 置 (易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓に限る。)	目視により確認する。	a 開閉弁の開放、消防用ホースの延長操作等と連動して起動ができるように措置されていること。 b 起動装置等は、損傷、変形がないように確実に取り付けられていること。	
		起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	起 動 用 圧 力 タ ン ク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。

			タンクの容量		1000 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合には 500 以上とすることができる。
			配管・バルブ類		<ul style="list-style-type: none"> <li>a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。</li> <li>b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。</li> </ul>
高架水槽を用いるもの		目視により確認する。	構造		適正であること。
			内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
			配管・バルブ類		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。</li> <li>b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。</li> <li>c 排水管には、止水弁が設けられていること。</li> </ul>
			水位計		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 指示が適正であること。</li> <li>b 変形・損傷等がないこと。</li> </ul>
圧力水槽を用いるもの	目視により確認する。		種類・構造		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 1 MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。</li> <li>b 1 MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。</li> </ul>
			内容積・有効圧力		水量が、内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
			自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
			配管・バルブ類		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。</li> <li>b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。</li> <li>c 排水管には、止水弁が設けられていること。</li> </ul>
			水位計・圧力計		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 指示が適正であること。</li> <li>b 変形、損傷等がないこと。</li> </ul>
	耐震措置	目視により確認する。			地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ類	設置状況	目視により確認する。			損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

機	器	配管	目視により確認する。	<p>a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p>
		バルブ類		<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。</p>
		吸水管		<p>a ポンプごとに専用であること。</p> <p>b ろ過装置が適正に設けられていること。</p>
		フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		<p>a フート弁が適正な位置に設けられていること。</p> <p>b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。</p> <p>c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。</p>
耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
電	源	常用電源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>
		非常電源の種類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で述べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
消火	消火栓	設置場所	目視により確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 1 号消火栓又は易操作性 1 号消火栓にあつては 25m 以下、2 号消火栓にあつては 15m 以下となるように設けてあること。

		周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開閉弁設置高さ		ホース接続口及び開閉弁は、床面から高さ1.5m以下の位置に設けてあること。
		ホース接続口		a 1号消火栓の接続にあつては、差込式又はねじ式の呼称40又は50のものが使用されていること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあつては、ホースの形状等に適した方法により接続されていること。
		消火栓開閉弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	屋内消火栓箱	周囲の状況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
		設置状況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
		材質等		a 不燃性又は難燃性の材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
		表示灯		a 上部に設けられていること。 b 取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。
		表示		a 表面には、「消火栓」と表示されていること。 b 操作方法が表示されていること。
	ホース・ノズル	ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 1号消火栓にあつては、呼称40又は50のものが、所要の長さ、本数が備えられていること。 c 2号消火栓又は易操作性1号消火栓にあつては、所要の長さがあること。
		ノズル		a 1号消火栓の口径は、13mm以上のものであること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあつては、適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。
		結合状態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
収納状態		a 1号消火栓にあつては、ねじれ、からみ等がないように、整然と収納されていること。 b 易操作性1号消火栓又は2号消火栓にあつては、1人操作により延長が円滑にできるように収納されていること。		
減圧措置		目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が0.7MPaを超えないための措置を講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置を使用するものにあつては、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。	

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
加 圧 送 水 装 置 試 験	呼水装置作 動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
		自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
		呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	ポンプを用 いるもの 制 御 装 置 試 験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
		ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断させる。また、その後、常用電源 を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運 転していること。
	起動装置試 験・ポンプ 始動表示試 験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作及び1号消火栓に あつては遠隔操作、易操作性1号消火 栓又は2号消火栓にあつては消防用ホ ースの延長操作等を行う。 (直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。
		始動表示の 点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
		起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用水圧タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器を設定作動圧力 を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
		ポンプ試験	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。



		※ポンプ縮切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、縮切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 縮切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験	ポンプを縮切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L <sub>s</sub> : ポンプ縮切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B 8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JISB8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最下位及び最上位の屋内消火栓の開閉弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の縮切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋内消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	<p>ノズル先端における放水圧力が 1 号消火栓にあつては 0.17MPa 以上 0.7MPa 以下、2 号消火栓にあつては 0.25MPa 以上 0.7MPa 以下において、放水量は 1 号消火栓にあつては 130ℓ/min 以上、2 号消火栓にあつては 60ℓ/min 以上であること。</p> <p>なお、放水量は、次式により算出することができる。</p> $\therefore Q = KD^2 \sqrt{10P}$ <p>Q：放水量 (ℓ/min)  D：ノズル口径 (mm)  K：1 号消火栓 K=0.653  易操作性 1 号消火栓及び 2 号消火栓型式により指定された定数を用いること。  P：放水圧力 (MPa)</p> <p>ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。</p>
操作性試験 (易操作性 1 号消火栓又は 2 号消火栓に限る。)		消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	<p>a 1 人で容易に操作ができること。  b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。</p>
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	<p>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。  b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。  c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>
	蓄電池設備		<p>a 電圧は適正に確立されていること。  b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。  c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>

### 第3 スプリンクラー設備

スプリンクラー設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

#### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準		
水	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。		
	水量		規定量以上確保されていること。		
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。		
	給水装置		適正であること。		
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
加	設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。		
圧	ポンプ・電動機	設置状況	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。		
		接地工事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。		
		配線	適正であること。		
		潤滑油	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。		
送	水温上昇防止のための逃し装置	配管・バルブ類	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。		
		オリフィス等	最小流過口径は、3mm以上あること。		
		ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	a 逃し配管にあつては、配管の高さが、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置にあつては、設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。		
装	性能試験装置の配管・バルブ類	目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。		
			呼水装置	材質	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
				水量	100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合には50ℓ以上の水量が確保されていること。

		溢水用排水管		管の呼びで 50A 以上であること。	
		呼水管		管の呼びで 40A 以上であること。	
		補給水管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。	
		減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。	
制御装置	目視により確認する。	設置場所		ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。	
		制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。	
		予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
		接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
圧力計・連成計	目視により確認する。	設置位置		吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
		性能		J I S B 7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
起動装置	目視により確認する。	直接操作部		直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。	
		起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク		労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			タンクの容量		100ℓ 以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合には 5ℓ とすることができる。
	自動式起動装置	目視により確認する。	配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
			閉鎖型スプリングクラーヘッド		火災を有効に感知できるように設けられていること。
	手動式起動装置	目視及びスケールを用いて確認する。	自動火災感知装置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
			設置場所等		当該区域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。
			設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。
構造				容易に操作できるものであること。	
流水検知装置	目視により確認する。	表示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。	
		表 示		警報を発することができるものであること。	

高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	適正であること。
	内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
	配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
	水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
	内容積・有効圧力		水量が、内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
	自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
	配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
	水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
耐震措置	目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
設置状況	目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。	
配管・バルブ類	機器配管	目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。

		バルブ類		<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。</p>
		吸水管		<p>a ポンプごとに専用であること。</p> <p>b ろ過装置が適正に設けられていること。</p>
		フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		<p>a フート弁が適正な位置に設けられていること。</p> <p>b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。</p> <p>c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。</p>
		防食措置	目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食処理が施されていること。
		排水措置	目視により確認する。	乾式又は予作動式の流水検知装置の二次側には、当該配管内の水を有効に排出できる措置が講じられていること。
		耐震措置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電 源		常用電源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>
		非常電源の種類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で述べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド		放水区域の数及び設定状況	目視により確認する。	適正であること。
	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	a 適正であり、かつ、未警戒部分がないこと。
		配 管 へ の 取 付		b ヘッドの周囲には、熱感知及び散水分布に障害となるものがないこと。
		取 付 方 向		確実であること。
	機 器	閉鎖型 スプリンク ラーヘッド	目視により確認する。	設置場所に応じたものであること。
表示温度 構造・性能		検定品であること。		
開 放 型 スプリンクラーヘッド		適正なものであること。		

制 御 弁	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。	
	設 置 高 さ	目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	構 造	目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
	表 示	目視により確認する。	直近の見やすい箇所にスプリンクラー設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流 水 検 知 装 置 ・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。	
	種 別 ・ 口 径	目視により確認する。	適正であること。	
	減 圧 警 報	目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあつては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。	
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。	
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等 設置高さ 目視及びスケールを用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。	
	作 動 試 験 装 置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	検定品であること。	
末 端 試 験 弁	設 置 場 所	目視により確認する。	流水検知装置又は圧力検知装置の設けられる配管の系統ごとに 1 個ずつ、放水圧力が最も低くなると予想される配管の部分に設けてあること。	
	構 造	目視により確認する。	一次側には圧力計が、二次側には試験用放水口が取り付けられる構造であること。	
	表 示	目視により確認する。	直近の見やすい箇所に末端試験弁である旨の標識が設けてあること。	
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置	目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。	
	火 災 表 示 装 置	目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。	
送 水 口	設 置 場 所 等	設 置 場 所 等	目視及びスケールを用いて確認する。	a 消防ポンプ自動車、容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設 置 高 さ		地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表 示		直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が設けてあること。
	機 器	結 合 金 具	目視により確認する。	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b 双口形であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく防護器具等で有効に保護されていること。
逆 止 弁 等		送水口には、当該送水口の配管の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。		

減	圧	措	置	目視により確認する。	スプリンクラーヘッド及び補助散水栓の放水圧力が 1MPa を超えないための措置を講じてあること。		
排	水	設	備	目視により確認する。	排水溝、排水口等が有効に排水できるよう適性に設けられていること。		
補助 散 水 栓 等	散	水	栓	設置場所	目視及びスケール等を用いて確認する。	スプリンクラーヘッドの未警戒となる部分から一のホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。	
				周囲の状況・操作性		操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。	
				開閉弁の設置高さ		ホース接続口及び開閉弁は、床面から高さ 1.5m 以下の位置に設けてあること。	
				ホースの接続等		ホースの形状等に適した方法により接続されていること。	
				消火栓開閉弁		消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官の指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
	散	水	栓	箱	周囲の状況	目視により確認する。	扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。
					設置状況		a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。
					材質等		a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
					赤色灯		a 上部に設けられていること。 b 取付面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れたところから容易に識別できるものであること。
					表示		a 表面には、「消火用散水栓」又は「消火栓」と表示されていること。 b 操作方法が表示されていること。
	ホース・ノズル	ノズル	ノズル	状態	ホース (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 所要の長さがあること。
					ホース接続口		ホースの形状等に適したもので、ホースの着脱が容易であること。
					ノズル		適正な口径であり、容易に開閉できる装置が設けてあること。
					結合状態		確実に取り付けられており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。
	収納状態					1 人操作により延長が容易にできるように収納されていること。	



イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準		
加 圧 送 水 装 置 試 験	呼水装置作 動試験	減水警報装 置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽 の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。	
		自動給水装 置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。	
		呼水槽から の水の補給 状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。	
	ポンプを用 いるもの	制御装置 試験	ポンプの起 動・停止操 作時の状況 及び監視機 器の作動状 況	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。
		ポンプ運転 時における 電源切替時 の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を 遮断させる。また、その後常用電源を 復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運 転していること。	
	起動装置試 験	ポンプの起 動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、末 端試験弁の開放、補助散水栓のノズル 開放、火災感知器の作動等のポンプを 起動させるための操作を行う。	ポンプの始動及び停止が確実であること。	
		起動表示の 点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。	
		起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放し て、起動用水圧開閉器を設定作動圧力 を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。	
	ポンプ試験	ポンプ、電 動機その 他の機器 等の運 転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。	
		※ポンプ締 切運転時 の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、 締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用する ものは、揚程—吐出力の合成特性 を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成 特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。	

	※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあつては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L <sub>s</sub> : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B 8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	J I S B 8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況 排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定	高架水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況 排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
		自動加圧装置作動状況 排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を低下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定	圧力水槽から最上位及び最下位の末端試験弁又は一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
配管耐圧試験		当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。ただし、開放型の場合は、ヘッド取り付け前に行う。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

手動式起動装置試験	各放水区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流水検知装置・表示等	末端試験弁又は流水検知装置附属の試験弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況を確認する。	a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準				
放水試験	開放型スプリンクラーヘッドを用いるもの	放水区域ごとに行う。なお、一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側に設けられた止水弁を閉とし、試験用排水管に設けられた仕切弁を開とすること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。</li> <li>b 加圧送水装置が確実に作動すること。</li> <li>c 試験用排水管から正常に排水すること。</li> <li>d 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。</li> <li>e 適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。</li> </ul>				
		<table border="1"> <tr> <td>起動性能等</td> <td>自動火災感知装置による起動</td> <td>所定の方法により作動させる。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>手動起動装置による起動</td> <td>手動式開閉弁を操作し開放する。</td> </tr> </table>		起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。				
	手動起動装置による起動	手動式開閉弁を操作し開放する。					
閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるもの	放水区域ごとに行う。なお、予作動式のものにあつては、自動火災報知設備の感知器を規定の方法により作動させること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 高架水槽及び圧力水槽を用いるものにあつては、流水検知装置又は圧力検知装置の作動により定められた警報が適正に発せられること。</li> <li>b ポンプを用いるものにあつては、流水検知装置又は起動用水圧開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動すること。</li> <li>c 定められた警報が適正に発せられること。</li> <li>d 防災センター等に、放水した階又は放水区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。</li> <li>e 乾式又は予作動式にあつては、1分以内に放水されること。なお、乾式又は予作動式にあつては、放水後の排水を十分に行うこと。</li> </ul>					
	放水圧力	末端試験弁において、放水圧力及び	放水圧力は 0.1MPa 以上 1MPa 以下、放水量は標準型ヘッド(小区画型ヘッドを				

		放水量	放水量を測定する。	除く。)及び側壁型ヘッドにあつては 80ℓ/min 以上、小区画型ヘッドにあつては 50ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q : 放水量 (ℓ/min) P : 放水圧力 (MPa) K : 定数
補助散水栓		放水圧力	放水圧力が最も低くなると予想される箇所の補助散水栓を使用した場合のノズル先端における放水圧力及び方水量を測定する。	ノズル先端における放水圧力が 0.25MPa 以上 1MPa 以下で、放水量は 60ℓ/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = KD^2\sqrt{10P}$ Q : 放水量 (ℓ/min) D : ノズル口径 (mm) K : 型式により指定された定数 P : 放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧及び放水量が適正であること。
		放水量		
補助散水栓操作性試験			消防用ホースの延長及び格納の操作を行う。	a 1人で容易に操作ができること。 b 消防用ホースは、延長及び格納の操作が容易にできるように収納されていること。
非常電源切替試験	自家発電設備		常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。
	蓄電池設備			a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放水圧力及び放水量は、適正であること。

## 第4 水噴霧消火設備

水噴霧消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準		
水	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。		
	水量		規定量以上確保されていること。		
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。		
	給水装置		適正であること。		
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
加	設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。		
圧	ポンプを用いるもの	ポンプ・電動機	設置状況	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。	
			接地工事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
			配線	適正であること。	
			潤滑油	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。	
送	水温上昇防止のための逃し装置	配管・バルブ類	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。		
			オリフィス等	目視により確認する。	
			ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	最小流過口径は、3mm以上あること。 a 逃し配管にあつては、配管の高さが一次ポンプの定格全揚程との和以上であること。 b 逃し装置にあつては設定圧力が、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターポンプの定格全揚程との和以下であること。	
装	性能試験装置の配管・バルブ類	目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。		
			呼水装置	材質	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
				水量	100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合、50ℓ以上の水量が確保されていること。
置	溢水用排水管	目視により確認する。	管の呼びで50A以上であること。		

	呼 水 管		管の呼びで 40A 以上であること。	
	補 給 水 管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。	
	減 水 警 報 装 置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。	
制御装置	設 置 場 所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。	
	制 御 盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。	
	予 備 品 等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
	接 地 工 事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
圧力計・連成計	設 置 位 置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
	性 能		JIS B7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
減 圧 措 置		目視により確認する。	噴霧ヘッドにおける放射圧力が当該噴霧ヘッドの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。	
起 動 装 置	直 接 操 作 部		目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
	起 動 用 水 圧 開 閉 装 置	起 動 用 圧 力 タ ン ク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タ ン ク の 容 量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては、50ℓ以上のものであること。
		配 管 ・ バ ル ブ 類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	自 動 式 起 動 装 置	閉 鎖 型 ス プ リ ン ク ラ ー ヘ ッ ド	目視により確認する。	火災が有効に感知できるように設けられていること。
自 動 火 災 感 知 装 置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。		
手 動 式 起 動 装 置	設 置 場 所 等	目視及びスケールを用いて確認する。	当該地域が火災のとき容易に接近することができる箇所に設けられていること。	
	設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	

			構造表示		容易に操作ができるものであること。 直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流水検知装置		目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
配設	高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。	目視により確認する。	適正であること。
		内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。	
		配管・バルブ類		a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水弁管には、止水弁が設けられていること。	
		水位計		a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。	
	圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。	a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。	水量が、内容積の3分の2以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
内容積・有効圧力	圧力の自然低下が防止できるものであること。				
自動加圧装置	a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。				
配管・バルブ類	a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。				
		水位計・圧力計			
		耐震措置		目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
		設置状況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

機	器	配管	目視により確認する。	<p>a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214（SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。）又は G5121（SCS13 又は SCS14 に限る。）を用いるもの、B2311 若しくは B2313（G3468 を材料とするものを除く。）に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p>
		バルブ類		<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。</p>
		吸水管		<p>a ポンプごとに専用であること。</p> <p>b ろ過装置が適正に設けられていること。</p>
		フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にあるものに限る。)		<p>a フート弁が適正な位置に設けられていること。</p> <p>b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。</p> <p>c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。</p>
	防食措置	目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。	
電	耐震措置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
源	常用電源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>	
	非常電源の種類	非常電源の種類を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で述べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。	



噴霧ヘッド等	設置方法	配 置 等	目視により確認する。	a 配置が適正であり、かつ、散水分布による未警戒部分がないよう設けられていること。 b 設置場所に応じた適正なものであること。
		配管への取付		適正であること。
	機 器	噴霧ヘッド	目視により確認する。	オフィス面積、形状等は、適正であること。
		自動火災感知装置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。
制 御 弁	設置場所等	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災による災害等の被害を受けるおそれが少ない場所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。	
	設置高さ	目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。	
	構 造	目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
	表 示	目視により確認する。	直近の見やすい箇所に水噴霧消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流水検知装置・圧力検知装置	設置場所等	目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。	
	種 別 ・ 口 径	目視により確認する。	適正であること。	
	減 圧 警 報	目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあつては二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。	
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。	
一 斉 開 放 弁	起動操作部	設置場所等 設置高さ	目視及びスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。 床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。
	作動試験装置		目視及びスケール等を用いて確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。
	構 造 ・ 性 能		目視及びスケール等を用いて確認する。	検定品であること。
自動警報装置	音響警報装置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。
	火災表示装置			防災センター等に設けてあること。
排水設備 (道路の用に供される部分又は駐車 の用に供される部分に設けるもの)	床面の勾配		目視により確認する。	a 道路には、排水溝に向かって有効に排水できる勾配があること。 b 車両が駐車する場所の床面には、排水溝に向かって、100分の2以上の勾配があること。
	排水溝・集水管			排水溝は、長さ40m以内ごとに1個の集水管が設けられ、消火ピットに連結してあること。
	消火ピット	構 造		油分離装置を有していること。
		設置位置		火災による影響の少ない場所に設けてあること。

	区画境界堤の高さ	10cm以上であること。
--	----------	--------------

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準		
加圧送水装置試験	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。	
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。	
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。	
	ポンプを用いるもの	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。</li> <li>b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。</li> <li>c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。</li> <li>d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流は適正であること。</li> </ul>
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
	起動装置試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、火災感知器の作動等の起動させるための操作をする。	ポンプの始動及び停止が確実であること。	
		起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用水圧タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器を設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力が、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。	
ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。</li> <li>b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。</li> <li>c 電動機の起動性能が確実であること。</li> <li>d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。</li> <li>e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。</li> <li>f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。</li> </ul>		

		※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吹出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※水温上昇防止装置試験	ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L <sub>s</sub> : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
		※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	J I S B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水させる。	給水装置が作動し、給水されること。
		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定		圧力水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁又は手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手動式起動装置試験			各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。

流水検知装置・表示等	テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置及び火災表示装置の作動状況並びに放水を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 火災表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。</li> <li>b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。</li> <li>c 音響警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。</li> </ul>
------------	--	--

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
放射試験	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。			
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。</li> <li>b 加圧送水装置が確実に作動すること。</li> <li>c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。</li> <li>d 適正に警報を発し、防災センター等に放水した階又は区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。</li> </ul>
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開放弁、遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。	
	ヘッドの放射状況		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 噴霧ヘッドから正常に放射すること。</li> <li>b 防護対象物が噴霧ヘッドの有効防護空間内に包含されていること。</li> </ul>
	放射圧力		放射圧力及び放射量を測定する。	放射圧力及び放射量は、設置したヘッドの使用範囲内であること。なお、放射量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q : 放水量(ℓ/min) P : 放水圧力(MPa) K : 定数
	放射量			
	排水設備試験(道路の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けるもの)	区画境界堤の状態	目視により確認する。	放射された水は、区画境界堤から溢水しないこと。
		消火ピットの水位	目視により確認する。	設計値の範囲内であること。
		排水状況	目視により確認する。	支障なく行えること。
	非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。</li> <li>b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。</li> <li>c 放射圧力及び放射量は、適正であること。</li> </ul>

	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
--	-------	--	--

## 第5 泡消火設備

泡消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
水	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。
	水量		規定量以上確保されていること。
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。
	給水装置		適正であること。
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
加圧送水の設置場所	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 点検が便利であること。</li> <li>b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。</li> </ul>	
ポンプを	ポンプ・電動機	設置状況	十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。
		接地工事	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		配線	適正であること。
		潤滑油	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 規定量あること。</li> <li>b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。</li> </ul>
用いるもの	水温上昇防止のための逃し装置 〔ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。〕	配管・バルブ類	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。</li> <li>b 配管には、オリフィス等が設けてあること。</li> <li>c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。</li> <li>d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。</li> </ul>
		オリフィス等	最小流過口径は、3mm 以上あること。
性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。</li> <li>b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。</li> </ul>
呼水装置	材質	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。</li> <li>b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。</li> </ul>
	水量		100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合は 50ℓ以上の水量が確保されていること。
	溢水用排水管		管の呼びで 50A 以上であること。
	呼水管		管の呼びで 40A 以上であること。

	補給水管		a 管の呼びで 15A 以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。	
	減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。	
制御装置	設置場所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和 56 年消防庁告示第 10 号)第 3 に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。	
	制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等により影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。	
	予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。	
	接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。	
圧力計・連成計	設置位置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。	
	性能		J I S B 7505 に適合し、1.6 級以上の精度を有するものであること。	
	減圧措置		a 泡放出口の放出圧力又はノズルの先端の放射圧力が当該泡放出口又はノズルの性能範囲の上限値を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧装置が使用するものには、当該装置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。	
起	直接操作部	目視により確認する。	直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。	
装置	起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第 2 種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タンクの容量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が 150A 以下の場合にあっては 50ℓ以上のものであること。
		配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
自動式起動装置	閉鎖型スプリングラッチ	目視により確認する。	火災が有効に感知できるように設けられていること。	
	自動火災感知装置		自動火災報知設備の基準に準じて設けられていること。	
手動式起動装置	設置場所等	目視により確認する。	当該地域が火災の時容易に接近することができる箇所に設けられていること。	
	設置高さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	構造		容易に操作ができるものであること。	

		表 示		直近の見やすい箇所に起動操作部である旨の表示がされているものであること。
		流水検知装置	目視により確認する。	警報を発することができるものであること。
高架水槽を用いるもの	構造	目視により確認する。		適正であること。
	内容積・落差			所定の内容積及び落差を有すること。
	配管・バルブ類			a 水位計、配水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
	水位計			a 指示が適正であること。 b 変形・損傷等がないこと。
圧力水槽を用いるもの	種類・構造	目視により確認する。		a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。
	内容積・有効圧力			水量が、内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
	自動加圧装置			圧力の自然低下が防止できるものであること。
	配管・バルブ類			a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
		耐震措置	目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ類		設置状況	目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機器配管	目視により確認する。		a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。



	バルブ類		<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。</p>	
		吸水管	<p>a ポンプごとに専用であること。</p> <p>b ろ過装置が適正に設けられていること。</p>	
		フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)	<p>a フート弁が適正な位置に設けられていること。</p> <p>b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。</p> <p>c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。</p>	
	防食措置	目視により確認する。	乾式の流水検知装置及び一斉開放弁の二次側配管は、亜鉛めっき等による防食措置が施されていること。	
	耐震措置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
電源	常用電源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>	
	非常電源の種類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積が 1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。	
放射区域又は防護区画の数及び設定状況		目視により確認する。	配置が適正であり、かつ、未警戒部分がないように設けられていること。	
泡 放 出 口	設置方法	配置等	目視により確認する。	
		配管への取付 取付方向	<p>a 低発泡を用いるものは、未警戒部分がなく、かつ、放射分布の障害とならないように設けてあること。</p> <p>b 高発泡を用いるものは、防護対象物の最高位より上部の位置に設けてあること等適正に設けてあること。</p> <p>c 局所放出方式のものにあつては相互に接近した防護対象物が延焼のおそれのある場合は、その延焼範囲内の防護対象物として設ける等適正に設けていること。</p>	
	機器	泡ヘッド	目視により確認する。	配管と確実に接続されていること。
		高発泡用泡放出口	目視により確認する。	<p>適正であること。</p> <p>適正なものであるか、又は認定に合格した旨の表示が付されていること。</p> <p>適正なものであること。</p>

制 御 弁	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災による災害等の被害を受けるおそれが少ない場所に設けてあること。 b 放水区域又は各階ごとに設けてあること。	
	設 置 高 さ		目視及びブスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	構 造		目視により確認する。	みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
	表 示		目視により確認する。	直近の見やすい箇所に泡消火設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。	
流 水 検 知 装 置 ・ 圧 力 検 知 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない場所に設けてあること。	
	種 別 ・ 口 径		目視により確認する。	適正であること。	
	減 圧 警 報		目視により確認する。	流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあつては、二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。	
	構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	適正であること。また、流水検知装置は、検定品であること。	
一 斉 開 放 弁	起 動 操 作 部	設置場所等	目視及びブスケール等を用いて確認する。	火災のとき容易に接近できる位置に設けてあること。	
		設 置 高 さ		床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けてあること。	
	作 動 試 験 装 置		目視により確認する。	作動試験をするための装置が設けてあること。	
構 造 ・ 性 能		目視により確認する。	検定品であること。		
自 動 警 報 装 置	音 響 警 報 装 置		目視により確認する。	各階又は放水区域ごとに有効に設けてあること。	
	火 災 表 示 装 置		目視により確認する。	防災センター等に設けてあること。	
防 護 区 画 の 開 口 部 (高発泡に限る。)	開 口 部 の 措 置		目視により確認する。	防護区画の上部以外に開口部があるときは、自動閉鎖装置が設けてあること。	
	自 動 閉 鎖 装 置 を 設 け な い 開 口 部			開口部は、泡水溶液の付加量に適合する開口部面積以下であること。	
	開 口 部 の 構 造			開口部の扉等は、放射された泡が防護区画外に流出するおそれのないものであること。	
貯 蔵 槽 等	設 置 場 所		目視により確認する。	a 火災の際、延焼のおそれのない場所であること。 b 泡消火薬剤の性状が変質するおそれの少ない場所であること。	
	貯 蔵 槽	消 火 剤 の 適 合 性		適正であること。	
		機 器		貯 蔵 量	規定量以上であること。
				圧 力 計 の 指 示	常時加圧されているものにあつては、圧力計の指示が適正であること。
混 合 装 置	設 置 場 所		目視により確認する。	火災の際、延焼のおそれのない場所であること。	

		混 合 方 式		適正であること。	
	泡 消 火 薬 剤	種 別 性 能	目視により確認する。	所定のもが使用されていること。	
				検定品であること。	
	耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
泡 消 火 栓 等	泡 消 火 栓	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	防火対象物の階ごとに、その階の各部分から一のホース接続口までの水平距離が15m以下となるように設けてあること。	
		周 围 の 状 況 ・ 操 作 性		操作が容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。	
		開 閉 弁 設 置 高 さ		ホース接続口及び開閉弁は、床面からの高さが1.5m以下の位置になること。	
		ホ ー ス 接 続 口		ホース接続口は、差込式又はねじ式の呼称40又は50のものであること。	
	泡 消 火 栓 箱	周 围 の 状 況	目視により確認する。	扉の開閉及び放射等の操作に支障のない広さが確保されていること。	
		設 置 状 況		a 取り付けが堅固であること。 b 泡放射用器具、ホース接続口、開閉弁等が収納されていること。	
		材 質 等		a 鋼材等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。	
		表 示 灯		上部には、取付面と15度以上の角度となる方向に沿って10m離れたところから容易に識別できるものであること。	
		表 示		表面には、「泡消火栓」と表示されていること。	
	ホ ー ス ・ ノズル	ホ ー ス (結合金具を含む。)	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 呼称40又は50のもが、所要の長さ、本数が備えられていること。	
		ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状に適したもので、ホースの着脱が容易であること。	
		ノ ズ ル		適正であること。	
		結 合 状 態		確実に結合されており、使用が容易な状態で変形、損傷、つまりがないこと。	
			収 納 状 態		ねじれ、からみ等がないように整然と収納されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
加 圧 送 水 装 置 試 験	ポンプを用いるもの 呼水装置作 動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。

制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	ポンプを起動させた後、停止させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 起動、停止のための押釦スイッチ等が確実に作動すること。</li> <li>b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。</li> <li>c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。</li> <li>d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。</li> </ul>
	ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後、常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
起動装置試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、火災感知器の作動等の起動させるための操作をする。	ポンプの始動及び停止が確実であること。
	起動表示の点灯状況		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
	起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用水圧タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器を設定作動圧力を測定する。 (この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。
ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。</li> <li>b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。</li> <li>c 電動機の起動性能が確実であること。</li> <li>d ポンプのグラント部から著しい漏水がないこと。</li> <li>e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。</li> <li>f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。</li> </ul>
	※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。</li> <li>b 電圧値及び電流値が適正であること。</li> </ul>
	※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程一吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。</li> <li>b 電圧値及び電流値が適正であること。</li> </ul>
※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	<p>逃し水量は、次式で求めた量以上であること。</p> $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ <p> <math>q</math> : 逃し水量 (L/min)  <math>L_s</math> : ポンプ締切運転時出力 (kW)  <math>C</math> : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量)  <math>\Delta t</math> : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度) </p>

	※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B 8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	J I S B 8308 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況 排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定	高架水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置で静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況 排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
		自動加圧装置作動状況 排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
	静水圧測定	圧力水槽から最上位及び最下位の一斉開放弁若しくは手動式開放弁の二次側配管の止水弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値以上であること。
配管耐圧試験		当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
手動式起動装置試験		各放射区域に設けられた手動起動装置を操作し、その機能を確認する。	作動及び機能が適正であること。
流水検知装置・表示等		テスト弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、音響警報装置、火災表示装置の作動状況並びに放射を確認する。	a 火災表示装置に設置階又は放射区域が適正に表示されること。 b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。 c 音響警報装置の作動及び警報の報知は適正であること。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
泡放射試験(低発泡によるもの)	固定式 起動性能等	すべての放射区域について行う。なお、いずれの放射区域においても放射圧力が最も低くなると予想されるヘッド及び放射圧力が最も高くなると予想されるヘッドの一次側に圧力計を取り付けておくこと。	
		自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。 a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開放弁、遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。 d 適正に警報を発し、中央管理室等常時人の入る場所に放射した階又は放射区域の表示ができること。ただし、自動火災警報設備により警報が発せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。

	ヘッドの放射状況	目視により確認する。	a ヘッドから正常に放射すること。 b 防護対象物がヘッドの有効防護空間内に包含されていること。
	放射圧力	放射圧力を測定する。	放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。
	希釈容量濃度	一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。	泡消火薬剤の希釈濃度が3%型にあつては3~4%、6%型にあつては6~8%の範囲内であること。
	発泡倍率	試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ所定の方法により行う。	倍率は、5倍以上であること。
	25%還元時間	表-1及び表-2参照	たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては60秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては30秒以上であること。
移動式	放射圧力が最も低くなると予想される箇所の泡消火栓について実施する。最大2個同一階の泡消火栓について実施する。		
	放射量の測定	放射圧力	それぞれ所定長さのホースを延長し、筒先を確実に保持する。開閉弁を全開し、圧力計付管路媒介金具により圧力を測定する。当該泡ノズルの圧力-吐出量の関係図等から抱水溶液の放射量を測定する。
		放射量	それぞれの泡ノズルからの抱水溶液の放射量
			道路の用に供される部分、自動車の修理若しくは整備の用に供される部分又は駐車のために供される部分に設けられているもの。
			その他の防火対象物又はその部分に設けられるもの。
	希釈容量濃度	一定時間内に放射した水量及び泡消火薬剤量を測定する。	泡消火薬剤の希釈濃度が3%型にあつては3~4%、6%型にあつては6~8%の範囲内であること。
発泡倍率	試験は、使用泡消火薬剤の種類に応じ所定の方法により行う。	倍率は、5倍以上であること。	
25%還元時間	表-1及び表-2参照	たん白泡消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤にあつては60秒以上、合成界面活性剤泡消火薬剤にあつては30秒以上であること。	
泡放射試験 (高発泡によるもの)	いずれの加圧送水装置を用いるものにあつても、それぞれの放射区域について行う。なお、放射圧力が最も低くなると予想される放射区域及び放射圧力が最も高くなると予想される区域に設けられた泡放出口の一次側に圧力計を取り付けておくこと。		
	起動性能等	自動火災感知装置による起動	所定の方法により作動させる。
		手動起動装置による起動	起動操作部(手動式開閉弁。遠隔起動操作部分が設けられているものにあつては、当該操作部を含む。)を開放する。
			a 一斉開放弁が正常に作動すること又は手動式開放弁が正常に操作できること。 b 加圧送水装置が確実に作動すること。 c 圧力検知装置又は流水検知装置が正常に作動すること。 d 適正に警報を発生し、防災センター等に放射した階又は放射区域の表示がでること。ただし、自動火災警報設備により警報が寄せられる場合は、音響警報装置が設けられていなくてもよい。
	自動閉鎖装置の作動状況	目視により確認する。	確実に起動し、かつ、自動閉鎖装置が閉鎖すること。
放射状況	目視により確認する。	a 泡放出口から正常に放射すること。 b 防護対象物が泡放出口の有効防護空間内に包含されていること。	
放出停止装置による停止状況	加圧送水装置の起動及び自動閉鎖装置の作動を確認したのち、当該装置の作動を停止させる操作をする。	確実に停止すること。	

	放射圧力の測定	放射圧力を測定する。	放射圧力は、設置した泡放出口の使用範囲内であること。
非常電源 切替試験	自家発電設備	常用電源における放射試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力は、適正であること。

表-1 泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法

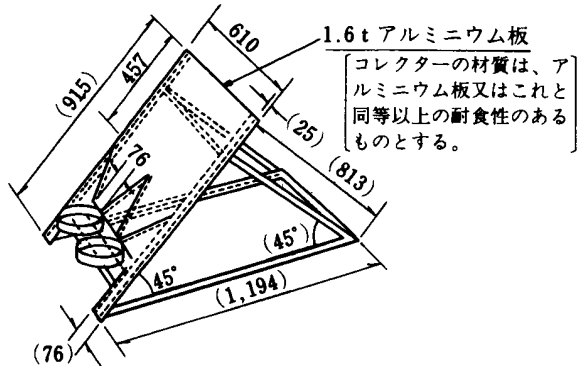
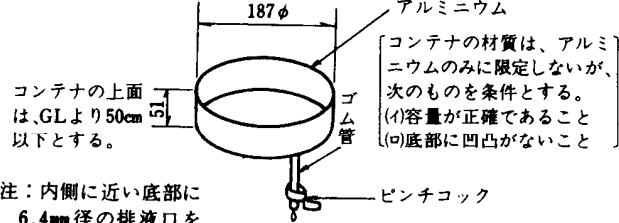
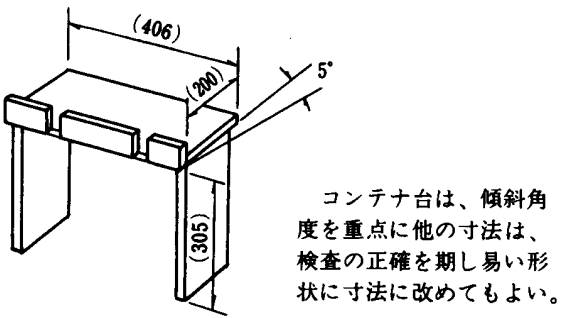
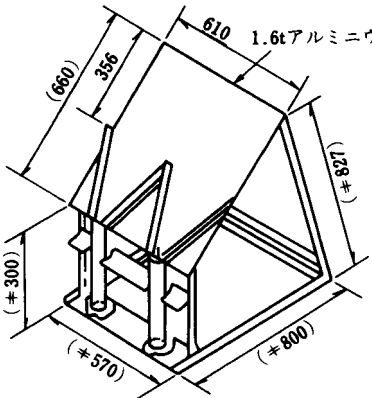
項目	測定基準	備考
適用範囲	本測定方法は、たん白泡消火薬剤又は合成界面活性剤泡消火薬剤のうち低発泡のものを使用したものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	<p>発泡倍率測定器具</p> <p>① 1,400mℓ容量の泡試料コンテナ ..... 2個(備考欄参照)</p> <p>② 泡試料コレクタ ..... 1個(備考欄参照)</p> <p>③ 秤 ..... 1個</p> <p>25%還元時間測定器具</p> <p>① ストップウォッチ ..... 2個</p> <p>② 泡試料コンテナ台 ..... 1個(備考欄参照)</p> <p>③ 100mℓ容量の透明容器 ..... 4個</p>	 <p>1.6t アルミニウム板</p> <p>コレクターの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。</p> <p>泡試料コレクタ</p>
泡試料の採取法	発泡面積内の指定位置に、1,400mℓ泡試料コンテナ2個をのせた泡試料コレクタをおき、当該コンテナに十分泡が満たされるまでコンテナをコレクタの上ののせ、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、泡ヘッドより発泡落下中の泡から採取した試料を外部に移して、真直ぐな棒でコンテナ上面を平らにし、余分な泡及びコンテナ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測定	<p>発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ泡試料コンテナの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。</p> $\frac{1,400\text{m}\ell}{\text{コンテナ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	 <p>アルミニウム</p> <p>コンテナの材質は、アルミニウムのみ限定しないが、次のものを条件とする。 (1)容量が正確であること (2)底部に凹凸がないこと</p> <p>注：内側に近い底部に6.4mm径の排水口を設け、ゴム管及びピンチコックを付ける。</p> <p>泡試料コンテナ (寸法は、内のを示す)</p>
測定方法	<p>泡の25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の25%(1/4)排液に要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。</p> <p>測定は、発泡倍率測定用の試料で行い、泡試料の正味重量を4等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の25%容量(単位mℓ)を得る。この量が排液するに要する時間を知るためにコンテナをコンテナ台におき、一定時間内にコンテナの底にたまる液を100mℓ容量の透明容器で受ける。</p> <p>測定の一例をあげると次のとおりである。 今、泡試料の正味の重量が180gあったとする。</p> $25\% \text{容量値} = \frac{180}{4} = 45 \text{ (m}\ell\text{)}$ <p>従って、 45(mℓ)になる時間を測定する。 これにより性能を判定する。</p>	 <p>コンテナ台は、傾斜角度を重点に他の寸法は、検査の正確を期し易い形状に寸法に改めてもよい。</p> <p>泡試料コンテナ台</p> <p>(注) 寸法の ( ) 書は、参考寸法とする。</p>



表-2 泡消火設備発泡倍率及び25%還元時間測定方法

項目	測定基準	備考
適用範囲	本測定方法は、水成膜泡消火薬剤を使用して発泡させたものについて適用する。	(単位：mm)
必要道具	<p>発泡倍率測定器具</p> <p>① 内容量 1,000mlの目盛付シリンダ(以下 1,000ml目盛付シリンダという。) ..... 2個</p> <p>② 泡試料コレクタ ..... 1個(備考参照)</p> <p>③ 1,000g 秤(又はこれに近いもの) ..... 1個</p> <p>25%還元時間測定器具</p> <p>① ストップウォッチ ..... 1個</p> <p>② 100ml目盛付シリンダ ..... 2個</p>	 <p style="text-align: center;">泡試料コレクタ</p>
泡試料の採取法	発泡面積内の指定位置に、1,000ml目盛付シリンダ2個を設けた泡試料コレクタをおき、当該シリンダに泡が満たされるまで試料を採取し、満たされたらストップウォッチを押し、秒読みを開始すると共に、採取した試料を外部に移して、余分な泡及びシリンダ外側又は底面に付着している泡を取り除き、当該試料を分析する。	
測定	<p>発泡倍率は、空気混入前の元の泡水溶液量に対する最終の泡量の比を測定するもので、あらかじめ1,000ml目盛付シリンダの重量を測定しておき、泡試料をグラム単位まで測定し、次の式により計算を行うものとする。</p> $\frac{1,000\text{ml}}{\text{シリンダ重量を除いた全重量(g)}} = \text{発泡倍率}$	
測定方法	<p>泡の25%還元時間は、採取した泡から落ちる泡水溶液量が、コンテナ内の泡に含まれている全泡水溶液量の25%(1/4)排液するに要する時間を表したものをいい、水の保持能力の程度、泡の流動性を特別に表したもので、次の方法で測定する。</p> <p>測定は、発泡倍率測定を試料で行い、泡試料の正味重量を4等分することにより、泡に含まれている泡水溶液の25%容量(単位 ml)を得る。この量が還元するに要する時間を知るためにシリンダを平らな台におき、一定時間内にシリンダの底にたまる液を泡と容易に分離していることが判然とする計量線で測定する。</p> <p>測定の一例をあげると次のとおりである。</p> <p>今、泡試料の正味の重量が 200g あったとすると、1g を 1mlとして換算し、</p> $25\% \text{容量値} = \frac{200(\text{ml})}{4} = 50 (\text{ml})$ <p>従って、50(ml)になる時間を測定する。これにより性能を判定する。</p>	<p>○ メスシリンダの上面は、G.Lより50cm以下とする。</p> <p>○ コレクタの材質は、アルミニウム板又はこれと同等以上の耐食性のあるものとする。</p> <p>(注) 寸法の( )書は、参考寸法とする。</p>

## 第9 屋外消火栓設備

屋外消火栓設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
水	水源の種類・構造	目視により確認する。	適正であること。	
	水量		規定量以上確保されていること。	
	吸水障害防止措置		防止するための措置が講じられていること。	
	給水装置		適正であること。	
	耐震措置		地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
加圧送水の装置	設置場所	目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	ポンプを用いるもの	目視により確認する。	設置状況	十分な強度を有し、ベッド等へ堅固に取り付けられていること。
			接地工事	電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。
			配線	適正であること。
			潤滑油	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。
	水温上昇防止のための逃し装置	目視により確認する。	配管等・バルブ類	a 配管は、呼水管の逆止弁のポンプ側又はポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで15A以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
			オリフィス等	最小流過口径は、3mm以上あること。
	ポンプの性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。
	呼水装置	目視により確認する。	材質	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けられていること。
			水量	100ℓ以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が150A以下の場合には50ℓ以上の水量が確保されていること。
溢水用排水管			管の呼びで50A以上であること。	
呼水管			管の呼びで40A以上であること。	

		補給水管		a 管の呼びで15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置		設置場所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあつてはこの限りでない。
		制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあつては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
		予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
圧力計・連成計		設置位置	目視により確認する。	吐出側に圧力計及び吸い込み側に連成計(水中ポンプにあつては吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
		性能		JIS B7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
起動装置	直接操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
		表示		屋外消火栓設備の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
装 置	遠隔操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が屋外消火栓箱の内部又は直近に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
		構造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置が講じられていること。
		表示		a 発信機が屋外消火栓設備の加圧送水装置と連動している場合には、その旨の表示がなされていること。 b 保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
		始動表示灯	目視により確認する。	a 加圧送水装置の操作部又はその直近並びに屋外消火栓箱の内部又はその直近に設けてあること。 b 赤色であること。
起動用水圧開閉装置		起動用圧力タンク	目視により確認する。	労働安全衛生法に定める第2種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		タンクの容量		100ℓ以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が150A以下の場合にあつては、50ℓ以上のものであること。

		配管・バルブ類		<p>a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで 25A 以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。</p> <p>b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。</p>
高架水槽を用いるもの		構造	目視により確認する。	適正であること。
		内容積・落差		所定の内容積及び落差を有すること。
		配管・バルブ類		<p>a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。</p> <p>b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。</p> <p>c 排水管には、止水弁が設けられていること。</p>
		水位計		<p>a 指示が適正であること。</p> <p>b 変形・損傷等がないこと。</p>
圧力水槽を用いるもの		種類・構造	目視により確認する。	<p>a 1MPa 以上のものにあつては、高圧ガス保安法令に定める圧力容器の規定に適合したものであること。</p> <p>b 1MPa 未満のものにあつては、労働安全衛生法令に定める第 2 種圧力容器の規定に適合したものであること。</p>
		内容積・有効圧力		水量は、内容積の 3 分の 2 以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。
		自動加圧装置		圧力の自然低下が防止できるものであること。
		配管・バルブ類		<p>a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。</p> <p>b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。</p> <p>c 排水管には、止水弁が設けてあること。</p>
		水位計・圧力計		<p>a 指示が適正であること。</p> <p>b 変形、損傷等がないこと。</p>
耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
配管・バルブ類	設置状況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
配管・バルブ類	機器配管		目視により確認する。	<p>a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成 13 年消防庁告示第 19 号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p>

	バルブ類		<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705（黒心可鍛鉄品に限る。）、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。</p>
	吸水管		<p>a ポンプごとに専用であること。</p> <p>b ろ過装置が適性に設けられていること。</p>
	フート弁		<p>a フート弁が適正な位置に設けられていること。</p> <p>b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。</p> <p>c 主要部の材質は、JIS G5501、G4305 若しくは H5111 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性を有するものであること。</p>
	耐震措置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
電源	常用電源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>
	非常電源の種類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で述べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
消火栓等	消火栓	設置場所	建築物の各部分から一のホース接続口までの水平距離が 40m 以下となるように設けてあること。
		周囲の状況・操作性	操作は容易で、かつ、障害となるものがない場所に設けてあること。
		開閉弁の設置位置	開閉弁は、地盤面から高さ 1.5m 以下の位置又は地盤面から深さ 0.6m 以内の位置に設けてあること。
		ホースの接続口等	<p>a ホースの接続口は、差込式又はねじ式の呼称 50 又は 65 のものが使用されていること。</p> <p>b 地盤面下のホースの接続口は、地盤面から深さ0.3m 以内の位置に設けてあること。</p>
		消火栓開閉弁表示	<p>消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>「消火栓」と表示した標識が設けられていること。</p>
	屋外消火栓箱	設置場所	屋外消火栓から 5m 以内の箇所又は屋外消火栓に面する建築物の外壁の見やすい箇所に設けられていること。
	設置状況	目視により確認する。	<p>a 取り付けが堅固であること。</p> <p>b 放水用器具等が収納されていること。</p>
	周囲の状況		扉の開閉及び放水等の操作に支障のない広さが確保されていること。

	材 質 等	目視により確認する。	a 鋼板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。
	表 示		表面には、「ホース格納箱」と表示されていること。
	ホ ー ス (結合金具を含む。)		a 検定品であること。 b 呼称は 50 又は 65 とし、所定の長さ、本数が備えられていること。
	ホ ー ス 接 続 口		ホースの形状に適合したもので、着脱が容易であること。
	ノ ズ ル		口径は、19mm 以上のものであること。
	結 合 状 態		a 確実に着脱し、使用が容易な状態であること。 b 変形、損傷、つまりがないこと。
減 圧 措 置	取 納 状 態	目視により確認する。	適正に収納されていること。
減 圧 措 置		目視により確認する。	a ノズルの先端における放水圧力が 0.6MPa を超えないための措置が講じてあること。 b 減圧弁等の減圧措置を使用するものにあつては、当該措置の故障により送水に支障が生じないように設けてあること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
加 圧 送 水 装 置 試	呼水装置 作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。 呼水槽の水量がおおむね 2 分の 1 に減水するまでの間に確実に作動すること。	
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。 自動給水装置が作動すること。	
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁を開放する。 呼水槽からの補給水が流出すること。	
	ポンプを用いるもの	制御装置 試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
			ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断する。また、その後、常用電源を復旧する。 常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
	起動装置試験・ボ	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作により行う。(直接操作による停止を含む。)	ポンプの始動及び停止が確実であること。

	ンブ始動 表示試験	始動表示の 点灯状況等		始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
		起動用水圧 開閉装置の 作動圧力	起動用水圧タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。(この試験は3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa 以内であること。
	ポンプ試験	ポンプ、電動機その他の機器等の運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。
		※ポンプ締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
		※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の100%以上110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験		ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L <sub>s</sub> : ポンプ締切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験		ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。
	静水圧測定		高架水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。	給水装置が作動し、給水されること。

		自動加圧装置作動状況	排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。	自動加圧装置が作動すること。
		静水圧測定	圧力水槽から最下位及び最上位の屋外消火栓の開放弁の位置における静水圧を測定する。	設計された圧力値の範囲内であること。
配管耐圧試験			当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。



ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所で、規定個数の屋外消火栓を同時に使用した場合及び放水圧力が最も高くなると予想される箇所の消火栓 1 個を使用した場合のそれぞれのノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.25Mpa 以上 0.6MPa 以下で、かつ、放水量が 350ℓ /min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ Q：放水量 (ℓ /min) D：ノズル口径 (mm) P：放水圧力 (MPa) ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状で測定し、放水圧力、放水量が適正であること。
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。
	蓄電池設備		a 電圧は、適正に確立されていること。 b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。 c 放射圧力及び放射量は、適正であること。

## 第 20 連結散水設備

連結散水設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準	
送 水 口	設置場所等	設置場所等	a 消防ポンプ自動車容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。	
		設置高さ	a 地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下の箇所又は地盤面からの深さが 0.3m 以内の箇所に設けてあること。 b 送水に支障のない位置に設けてあること。	
		表示	直近の見やすい箇所に連結散水設備の送水口である旨の表示がしてあること。	
	機 器	送水口等	a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。 b 双口形であること。ただし、送水区域が 1 で、かつ、一の放水区域に設ける散水ヘッドの数が 4 以下の場合には単口とすることができる。 c 変形、損傷、つまり等がなく、防護器具等で有効に保護されていること。 d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
逆止弁等		a 送水口には、操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けられていること。 b 乾式にあつては、逆止弁のみとし、配管の最下端部に排水弁が設けられていること。		
送 水 区 域	送水区域の設定	目視により確認する。	適正であること。	
	送水区域が隣接する場合	目視により確認する。	隣接するいずれの送水区域に対しても送水できる措置が講じてあること。	
一 斉 開 放 弁 ・ 選 択 弁	設置場所等	一斉開放弁	a 火災により被害を受けるおそれのない場所又は耐熱効果のある方法により保護してあること。 b 点検に容易な位置に設けてあること。	
		選択弁	a 火災により被害を受けるおそれのない場所又は耐熱効果のある方法により保護してあること。 b 点検に容易な位置に設けてあること。 c 選択弁にあつては、送水口付近で、かつ、容易に操作できる位置に設けてあること。 d 送水区域が 2 以上ある場合の選択弁は、同一場所にまとめて設けてあること。	
	機 器	一斉開放弁	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 加圧及び選択弁等により作動するものであること。
		選択弁	目視により確認する。	a 有効な防護措置が講じてあること。 b 開閉方向及び選択弁である旨の表示があること。
送 水 区 域 ・ 設 置 状 況		目視により確認する。	a 一の送水区域内の散水ヘッドは、同一種類のものであること。 b 一の送水区域において、開放型ヘッドにあつては 10 以下、閉鎖型ヘッドにあつては 20 以下であること。	

散水ヘッド	設置方法	配管への取付 配置等	目視により確認する。	変形、損傷等がなく、ヘッドの取付面に対して直角に取り付けてあること。 適正であること。	
	機 器	開放型ヘッド	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 検定品であること。	
閉鎖型ヘッド					
配管・バルブ類	設置状況		目視により確認する。	変形、損傷等がなく適正に設置されていること。	
	機 器	配管 口径	目視により確認する。	専用であること。 一の送水区域の散水ヘッドの個数に応じたものであること。 a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 管継手及びバルブ類は JIS G5101若しくはG5705（黒心可鍛鉄品に限る。）に適合するもの又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
		支持金具		堅ろうで、かつ、耐熱性を有すること。	
		制御弁		開放型ヘッド及び一斉開放弁を用いている配管には、当該ヘッドと一斉開放弁の間に開閉方向を表示した制御弁が設けてあること。	
		逆止弁		流れ方向を表示した逆止弁が設けてあること。	
		排水弁		閉鎖型ヘッドを用いるもの	端末にそれぞれの散水区域ごとに一斉開放弁及び選択弁を試験できる排水弁が設けてあること。
				開放型ヘッドを用いるもの	一斉開放弁と制御弁の間にそれぞれの放水区域ごとに一斉開放弁及び選択弁を試験できる排水弁が設けてあること。
				主配管	最下部に排水弁が設けてあること。
		表 示 等		目視により確認する。	a 送水口の直近には、送水である旨の表示をした標識が設けてあること。 b 送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図が設けられていること。

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合 否 の 判 定 基 準
配管耐圧試験	送水口から、水圧試験器等により1.75MPaの圧力で加圧する。ただし、開放型ヘッドの場合には、ヘッド取付け前に行う。	圧力の降下、漏水、各部の変形等の異常がないこと。

送 水 機 能 試 験	<p>① 動力消防ポンプを用いて送水し、選択弁及び一斉開放弁の作動を確認する。</p> <p>② 開放型ヘッドを設けるもので、放水に支障のあるものにあつては、ヘッドと一斉開放弁の間の制御弁を閉鎖し排水弁を開放して行う。</p>	<p>a 各部から漏水がないこと。</p> <p>b 選択弁を操作した場合、送水区域に対応した一斉開放弁が開放すること。</p> <p>c 選択弁、制御弁、排水弁等のバルブの操作が容易に行えること。</p> <p>d 排水弁を操作した場合、有効に排水が行えること。</p>
-------------	---	--

## 第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）

連結送水管の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
送 水 口	設置場所等	設置場所等	a 消防ポンプ自動車が容易に接近することができる位置に設けてあること。 b 専用であること。
		設置高さ	目視及びスケール等を用いて確認する。 地盤面からの高さが 0.5m 以上 1m 以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表示	直近の見やすい箇所に連結送水管の送水口である旨を表示した標識が設けてあること。
	機 器	送水口等	目視により確認する。 a 口径は、呼称 65 でねじ式のめねじ又は差込み式の受け口が設けられていること。 b 立管の数以上の数が設けられており、かつ、双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がなく、防護器具等で有効に保護されていること。
逆止弁等		a 送水口は、逆止機構とし、当該送水口の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。 b 乾式にあつては逆止弁のみとし、配管の最下端部に排水弁が設けてあること。	
放 水 口 等	設置場所	目視及びスケール等を用いて確認する。	a 階段室、非常用エレベータの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。 b 防火対象物又はその階の各部分から一の放水口までの水平距離は、50m（アーケード又は道路の用に供される部分にあつては 25m、共同住宅用連結送水管にあつては 3 階及び当該階から上方に数えた階数 3 以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の放水口に至る歩行距離が 50m）以下であること。
			周囲の状況・操作性
	放水口		床面からの高さが 0.5m 以上 1.0m 以下の位置に設けてあること。
	構造		a 結合金具の口金は、呼称 65（消防長又は消防署長が指定する場合は指定呼称とする。）でねじ式のおねじ、又は差込み式の差し口のものが設けてあること。 b 地階を除く階数が 11 以上の防火対象物で 11 階以上に設ける放水口は双口型であること。 c 変形、損傷、つまり等がないこと。 d 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表示		見やすい箇所に放水口である旨の標識が設けられていること。
格 納 箱	設置場所	目視により確認する。 放水口又は放水用器具を収納するように設けてあること。また、放水用器具は、一の放水口から歩行距離 5m 以内で有効に消火活動ができる位置に設けてあること。	
	設置状況	a 取り付けが堅固であること。 b 放水用器具、ホース接続口、開放弁等が収納されていること。	

加 設 場 所	周囲の状況		目視により確認する。	扉は、使用に際し容易に、180度開くことができる広さが確保されていること。		
	材質等			a 銅板等の不燃材料で作られていること。 b 変形、損傷等がないこと。		
	表示			見やすい箇所に消防隊専用である旨の表示がなされていること。		
	ホース・ノズル	ホース (結合金具を含む。)		a 検定品であること。 b 呼称 65 (消防長又は消防署長が指定する場合は、指定呼称とする。) のものが所要の長さ、本数が備えられていること。		
		ノズル		a 所要の本数が備えられていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。		
		結合状態		a 確実に着脱することができること。 b 使用が容易な状態で、変形、損傷、つまり等がないこと。		
	設置場所			目視により確認する。	a 点検が便利であること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。	
	圧 送 水 装 置	ポンプを用いるもの	ポンプ・電動機	設置状況	十分な強度を有し、ヘッド等へ堅固に取り付けられていること。	
				設置工事	電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。	
				配線	適正であること。	
水温上昇防止のための逃し装置 (ポンプ本体に逃し機構を有するものを除く。)		配管・バルブ類	オリフィス等	目視により確認する。	a 規定量あること。 b オイルレス構造のものにあつては、構造が適正であること。	
					ブースターポンプに設ける逃し配管・逃し装置	a 配管は、ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より取り出されていること。 b 配管には、オリフィス等が設けられていること。 c 配管は、管の呼びで 15A 以上であること。 d 止水弁は、水温上昇防止用逃し配管の途中に設けてあること。
						最小流過口径は、3mm 以上であること。
						a 逃し配管の配管の高さは、一次ポンプの定格全揚程以上であること。 b 逃し装置の設定圧力は、ブースターポンプの押込圧力を超える圧力以上、ブースターポンプの押込圧力とブースターの定格全揚程との和以下であること。
性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	a ポンプ吐出側に設ける逆止弁の一次側より分岐されていること。 b ポンプに定格負荷をかけるための流量調整弁、流量計等が設けられていること。			
呼水装置		材質	水量	目視により確認する。	a 鋼板製のものは、有効な防食処理を施したものであること。 b 合成樹脂製のものは、火災等の災害による被害を受けるおそれのない箇所に設けてあること。	
					溢水用排水管	100ℓ 以上の水量が確保されていること。ただし、フート弁の呼び径が 150A 以下の場合、50ℓ 以上の水量が確保されていること。
	呼水管				管の呼びで 50A 以上であること。	
	呼水管				管の呼びで 40A 以上であること。	

		補給水管		a 管の呼び15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減水警報装置		発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
制御装置		設置場所	目視により確認する。	ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあっては、この限りでない。
		制御盤		a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合は、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
		予備品等		所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
		接地工事		電気設備に関する技術基準等の規定による設置工事が行われていること。
圧力計・連成計		設置位置	目視により確認する。	吐出側に圧力計、吸入側に連成計が適正に取り付けられていること。
		性能		JIS B7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
起動装置	直接操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。 b 総合操作盤が設けてある場合には、当該総合操作盤にも起動装置が設けてあること。 c 操作上支障となる障害物がないこと。
		表示		連結送水管の起動装置である旨の表示が適正になされていること。
	遠隔操作部	設置場所等	目視により確認する。	a 遠隔操作できる起動装置が送水口の直近又は防災センター等に設けてあること。 b 操作上支障となる障害物がないこと。
		構造		a 押ボタンによるものであり、有機ガラスによる透明な保護板が設けられていること。 b 雨水等の浸入するおそれのある場所に設けるものにあつては、有効な防護措置が講じられていること。
		表示		保護板又はその直近には、押ボタンの操作方法が明記されていること。
		耐震措置	目視により確認する。	地震動により変形、損傷等が生じないように措置されていること。
配管・バルブ		設置状況	目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。

機 器	配 管	目視により確認する。	<p>a 専用であること。ただし、屋内消火栓設備の配管（金属製のものに限る。）と兼用することができる。</p> <p>b 主管は、管の呼びで 100A 以上であること。また、配管の管径は、水力計算により算出された配管の呼び径であること。</p>
	材 質		<p>a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS G3448 若しくは JIS G3454 で Sch40 以上のもの若しくは JIS G3459 で Sch10 以上のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>B 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。ただし、設計送水圧力が 1MPa を超える場合は、JIS B2239 若しくは JIS B2220 にあつては 1.6MPa 以上のもの、JIS B2312 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) にあつては Sch40 以上 (材料に G3459 を用いるものは Sch10 以上) のもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p>
	バ ル ブ 類	目視により確認する。	<p>a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。</p> <p>b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。</p> <p>c 吐出側主管に内ネジ式のバルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。</p> <p>d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が、容易に消えない方法により表示してあること。</p> <p>e 加圧送水装置の吐出側配管には、逆止弁及び止水弁を、吸込側配管には、止水弁が設けられていること。</p>
	吸 水 管		ポンプごとに専用であること。
耐 震 措 置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。



電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積 1,000m <sup>2</sup> 以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
高 架 ・ 中 間 水 槽	構 造	目視により確認する。	適正であること。
	水 量		規定量以上確保されていること。
	吸 水 障 害 防 止 装 置		防止するための措置が講じられていること。
	給 水 装 置	適正であること。	
	耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
加 圧 送	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。 呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
		自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。 自動給水装置が作動すること。
		呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。 呼水槽からの補給水が流出すること。
水 装 置 試 験	制御装置試験	ポンプの起動・停止操作時の状況及び監視機器の作動状況	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は、適正であること。
		ポンプ運転時における電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧する。 常用電源の遮断後及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。
起 動 装 置 試 験 ・ 始 動 表 示 試 験	ポンプの起動状況等 始動表示の点灯状況	制御盤の直接操作又は遠隔操作により行う。（直接操作による停止を含む。）	ポンプの始動及び停止が確実であること。
			始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。
	ポンプ試験	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグラウンド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がないこと。

	※ポンプ縮切運転の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、縮切揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 縮切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程の 140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※ポンプ定格負荷運転時の状況	ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。 注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程—吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程の 100%以上 110%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。
	※水温上昇防止装置試験	ポンプを縮切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。	逃し水量は、次式で求めた量以上であること。 $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ q : 逃し水量 (L/min) L <sub>s</sub> : ポンプ縮切運転時出力 (kW) C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量) Δt : 30 °C (ポンプ内部の水温上昇限度)
	※ポンプ性能試験装置試験	ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を J I S B8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。	JIS B8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。
配管耐圧試験	加圧送水装置を用いない配管部分	① 送水口又は送水口に近い放水口から水圧試験器により加圧する。 ② 設計送水圧力の 1.5 倍以上の圧力で加圧する。 ③ 任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。  注：加圧送水装置を設けるものにあつては、加圧送水装置の一次側の止水弁を閉鎖して圧力を測定すること。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。

	加圧送水装置を用いる配管部分	① 加圧送水装置の吐出側直近の、最も低位な位置の放水口等から、水压試験器等により加圧する。 ② 加圧送水装置の締切圧力に押込圧力を加えたものに、1.5 を乗じた圧力以上で加圧する。 ③ 加圧送水装置の二次側の止水弁を閉鎖し、任意の 2 個の放水口に圧力計と盲蓋を取り付け、開放状態として圧力を測定する。	管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。
--	----------------	---	----------------------------

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成 9 年消防庁告示第 8 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験		放水圧力が最も低くなると予想される箇所、ノズルの先端における放水圧力及び放水量を測定する。	<p>それぞれのノズル先端における放水圧力が 0.6MPa (消防長又は消防署長が指定する場合は、指定圧力とする。)以上であること。なお、放水量は、次式により算出することができる。</p> $Q = 0.653D^2 \sqrt{10P}$ <p>Q : 放水量 (ℓ/min)  D : ノズル口径 (mm)  P : 放水圧力 (MPa)</p> <p>ただし、噴霧切替ノズルにあつては、棒状にして測定し、放水圧力及び放水量が適正であること。</p>
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	<p>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。  b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。  c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>
	蓄電池設備		<p>a 電圧は、適正に確立されていること。  b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。  c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</p>

## 第22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）

非常コンセント設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
設置場所等		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 階段室、非常エレベーターの乗降ロビーその他これらに類する場所で消防隊が有効に消火活動を行うことができる位置に設けてあること。</li> <li>b 水平距離が50m（共同住宅用非常コンセント設備にあっては、11階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに、かつ、特定共同住宅等の各部分から一の非常コンセントに至る歩行距離が50m）以下となるように設けてあること。</li> </ul>
設置数		目視により確認する。	一の回路に設けてある非常コンセントの数は、10以下であること。
専用幹線		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 非常コンセントに電気を供給する電源からの回路は、主配電盤から専用とされ、各階ごとにおいて2以上となるように設けてあること。</li> <li>b 階ごとの非常コンセントの数が1個のときは、1回路であること。</li> <li>c 専用幹線は、単相交流100Vで15A以上の電気が供給可能であること。</li> </ul>
過電流遮断器	設置場所等	目視により確認する。	専用幹線の電源側電路には、過電流遮断器が設けてあり、その容量は、適正なものであること。
	種類		専用幹線から各階の非常コンセントまでの分岐回路には、開閉器及び過電流遮断器が設けられ、単相交流100V回路にあっては15A（配線用遮断器にあっては20A）のものを設けてあること。
保護箱等	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 床面又は階段の踏面からの高さが1m以上1.5m以下の位置に設けてあること。</li> <li>b 周囲には、消防隊の活動に障害となる物件がないこと。</li> </ul>
	保護箱	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 埋込式であり、防錆加工を施した厚さおおむね1.6mm以上の鋼板で造られたものであること。</li> <li>b 保護箱には、容易に開閉できる扉を設け、かつ、内部には、さし込みプラグの離脱を防止するためのフックが設けてあること。</li> <li>c 保護箱には、その表面に「非常コンセント」と表示されていること。</li> </ul>
	非常用コンセントの差し込み接続器	目視により確認する。	非常コンセントのさし込接続器は、JISC8303（定格125V、15V）の接地型2極コンセントに適合するものであり、保護箱内に堅固に取り付けてあること。
	接地	目視により確認する。	保護箱及び非常コンセントの刃受の接地極には、電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が施してあること。
電源	常用電源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 専用の回路となっていること。</li> <li>b 電源の容量が適切であること。</li> </ul>
	非常電源の種類別	非常電源の種類を確認する。	非常電源専用受電設備（特定防火対象物で延べ面積1,000㎡以上のものを除く。）、自家発電設備又は蓄電池設備であること。
表示灯		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 保護箱の上部に赤色の灯火が設けてあること。</li> <li>b 赤色の灯火は、壁等に堅固に固定されていること。</li> </ul>

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準
端子電圧試験	電圧を電圧計を用いて測定する。	電圧の測定値が定格で100Vであること。

### 第32 共同住宅用スプリンクラー設備

共同住宅用スプリンクラー設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

#### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
水	源	水源の種類・構造	目視により確認する。	
		水量	目視により確認する。	
		吸水障害防止措置	目視により確認する。	
		給水装置	目視により確認する。	
		耐震措置	目視により確認する。	
加 圧 送 水 装 置	設置場所		目視により確認する。	
	ポンプ を用 いる もの の	ポンプ・ 電動機	設置状況	目視により確認する。
			接地工事	目視により確認する。
			配線	目視により確認する。
			潤滑油	目視により確認する。
	（ポンプ 本体に 逃し機 構を有 するも のを除 く。）	水温上昇防 止のための 逃し装置	配管・バルブ類	目視により確認する。
			オリフィス等	目視により確認する。
			ブースターポンプに設 ける逃し配管・逃し装置	目視により確認する。
	性能試験装置の配管・バルブ類		目視により確認する。	目視により確認する。
	呼水装置	材	質	目視により確認する。
量			目視により確認する。	
溢水用排水管			目視により確認する。	
呼水管			目視により確認する。	

	制御装置	補給水管		目視により確認する。	a 管の呼びで15A以上であること。 b 水道、高架水槽等からボールタップ等により自動的に補給できること。
		減水警報装置			発信部は、フロートスイッチ又は電極であること。
		設置場所			ポンプ室等火災による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けてあること。ただし、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)第3に定める防火性能に関する構造のものを用いる場合にあってはこの限りでない。
		制御盤			a 鋼板等の耐熱性を有する不燃材料で作られた専用のものであること。 b 外箱を兼用している場合にあっては、他の回路より及び他の回路の事故等による影響を受けないように、不燃材料で区画する等の措置がなされていること。 c 腐食するおそれのある材料は、防食処理を施してあること。
		予備品等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
	圧力計・連成計	接地工事		目視により確認する。	電気設備に関する技術基準等の規定による接地工事が行われていること。
		設置位置			吐出側に圧力計及び吸込側に連成計(水中ポンプにあっては、吐出側に圧力計又は連成計)が適正に取り付けられていること。
	起動装置	性能		目視により確認する。	JIS B 7505に適合し、1.6級以上の精度を有するものであること。
		直接操作部			直接操作できる起動装置が当該電動機の制御盤に設けてあること。
		起動用水圧開閉装置	起動用圧力タンク		労働安全衛生法に定める第2種圧力容器又は高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
			タンクの容量		100L以上のものであること。ただし、ポンプ吐出側主配管に設ける止水弁の呼び径が150A以下の場合にあっては、50L以上とすることができる。
			配管・バルブ類		a ポンプの吐出側に設ける逆止弁の二次側配管に、管の呼びで25A以上の配管で連結し、止水弁を挿入したものであること。 b 起動用圧力タンク又はその直近には、圧力計、起動用水圧開閉器及びポンプ起動試験用の排水弁を設けていること。
	流水検知装置		警報を発することができるものであること。		
	高架水槽を用いるもの	構造		目視により確認する。	適正であること。
		内容積・落差配管・バルブ類			所定の内容積及び落差を有すること。 a 水位計、排水管、溢水用排水管、補給水管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
水位計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。			
圧力水槽を用いるもの	種類・構造		目視により確認する。	a 1MPa以上のものにあっては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。 b 1MPa未満のものにあっては、労働安全衛生法に定める第2種圧力容器の規定に適合したものであること。	
	内容積・有効圧力			水量が、内容積の3分の2以下であり、かつ、所定の圧力を有すること。	
	自動加圧装置			圧力の自然低下が防止できるものであること。	

		配管・バルブ類		a 圧力計、水位計、排水管、補給水管、給気管及びマンホールが設けてあること。 b 補給水管には、逆止弁及び止水弁が設けられていること。 c 排水管には、止水弁が設けられていること。
		水位計・圧力計		a 指示が適正であること。 b 変形、損傷等がないこと。
配 管 ・ バ ル ブ 類	耐震措置		目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	設置状況		目視により確認する。	損傷、変形等がなく適正に設置されていること。
	機器配管		目視により確認する。	a 管は、JIS G3442、G3448、G3452、G3454 及び G3459 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 管継手は、JIS B2220、B2239、B2301、B2308 のうち材料に G3214 (SUS F 304 又は SUS F 316 に限る。) 又は G5121 (SCS13 又は SCS14 に限る。) を用いるもの、B2311 若しくは B2313 (G3468 を材料とするものを除く。) に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの若しくは合成樹脂製で「合成樹脂製の管及び管継手の基準」（平成13年消防庁告示第19号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		バルブ類		a 材質は、JIS G5101、G5501、G5502、G5702、G5705 (黒心可鍛鉄品に限る。)、H5120 若しくは H5121 に適合するもの又は同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するもの、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 開閉弁、止水弁及び逆止弁にあつては、B2011、B2031 若しくは B2051 に適合するもの又はこれらと同等以上の性能を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものであること。 c 吐出側主配管に内ネジ式バルブを取り付けた場合は、開閉位置表示を付したものであること。 d 開閉弁又は止水弁にあつては開閉方向、逆止弁にあつては流れ方向が容易に消えない方法により表示してあること。
		吸水管		a ポンプごとに専用であること。 b ろ過装置が適正に設けられていること。
	フート弁 (水源の水位がポンプより低い位置にある場合に限る。)		a フート弁が適正な位置に設けられていること。 b 鎖、ワイヤ等で手動により開閉できる構造であること。 c 弁箱、ろ過装置、弁体及び弁座は、使用圧力に十分耐えることのできる強度及び耐食性を有するものであること。	



	防 食 措 置	目視により確認する。	予作動式の流水検知装置の二次側配管には、亜鉛メッキ等による防食処理が施されていること。	
	耐 震 措 置	目視により確認する。	地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。	
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。	
	非 常 電 源 の 種 類	非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備、自家発電設備又は蓄電池設備であること。	
スプリンクラーヘッド	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	
		配 管 へ の 取 付 取 付 方 向	目視により確認する。	
	機 器	標 示 温 度	目視により確認する。	設置場所に応じたものであること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 検定品であること。 b 小区画型ヘッドで感度種別が一種であること。
制 御 弁	設 置 場 所 等	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 住戸、共用室又は管理人室ごとに設けてあること。	
		設 置 高 さ	目視及びスケール等を用いて確認する。	床面からの高さが0.8m以上1.5m以下の箇所に設けてあること。
	構 造	目視により確認する。	パイプシャフト等外部から容易に操作でき、かつ、みだりに閉止できない措置が講じられていること。	
	表 示	目視により確認する。	a 直近の見やすい箇所に共同住宅用スプリンクラー設備の制御弁である旨及び常時開の状態を表示した標識が設けられていること。 b いずれの住戸、共用室又は管理人室のものであるか区別できる標識が設けられていること。	
自 動 警 報 装 置	発 信 部 (流水検知装置・圧力検知装置)	設 置 場 所 等	目視により確認する。	
		種 別 ・ 口 径	目視により確認する。	
		減 圧 警 報	目視により確認する。	
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	a 点検に便利で、かつ、火災等による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。 b 住戸、共用室又は管理人室ごとに設けてあること。 適正であること。 流水検知装置の二次側に圧力の設定を必要とする設備にあつては二次側の圧力が当該流水検知装置の圧力設定値以下になった場合、自動的に警報を発するものが設けられていること。 適正であること。また、流水検知装置は検定品であること。	
音 声 警 報 装 置	設 置 場 所	目視により確認する。	住戸、共用室、管理人室又は共用部分（直接外気に開放された共用部分を除く。）ごとに有効に設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分が存する場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。	

	受信部 (表示装置)	設置場所		<p>a 防災センター等に設けてあること。ただし、防災センター等がない場合にあっては、管理人室に設けること。また、管理人室に常時人がいない場合は、スプリンクラーヘッドが開放した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること。</p> <p>b 一の特共同住宅等に二以上の受信部が設けられているときは、これらの受信部のある相互間で同時に通話できる設備が設けてあること。</p>
試験弁		設置場所	目視により確認する。	流水検知装置又は圧力検知装置の設けられている配管の系統ごとに1個ずつ、流水検知装置又は圧力検知装置の二次側の配管の部分に設けてあること。
		構造		一次側には圧力計が、二次側にはスプリンクラーヘッドと同等の放水性能を有するオリフィス等の試験用放水口が取り付けられる構造であること。
		表示		直近の見やすい箇所に試験弁である旨の標識が設けてあること。
送水口	設置場所等	設置場所等	目視及びスケール等を用いて確認する。	<p>a 消防ポンプ自動車が、容易に接近することができる位置に設けてあること。</p> <p>b 専用であること。</p>
		設置高さ		地盤面からの高さが0.5m以上1m以下で、かつ、送水に支障のない位置に設けてあること。
		表示		直近の見やすい箇所にスプリンクラー用送水口である旨及び送水圧力範囲を表示した標識が設けてあること。
機器		結合金具	目視により確認する。	<p>a 口径は、呼称65Aでねじ式のめねじ又は差込式の受け口が設けられていること。</p> <p>b 単口形又は双口形であること。</p> <p>c 変形、損傷、つまり等がなく防護器具等で有効に保護されていること。</p>
		逆止弁等		送水口には、当該送水口の配管の操作しやすい箇所に逆止弁及び止水弁が設けてあること。
減圧措置			目視により確認する。	スプリンクラーヘッドの放水圧力が1MPaを超えないための措置を講じてあること。
表示器		設置場所	目視により確認する。	<p>a 住戸、共用室又は管理人室ごとの主たる出入口の外部に設けてあること。</p> <p>b 点検に便利で雨水のかかるおそれの少ない場所（防滴措置がなされている場合を除く。）に設けてあること。</p>

イ 機能試験

試験項目		試験方法		合否の判定基準	
加圧送水装置試験	ポンプを用いるもの	呼水装置作動試験	減水警報装置作動状況	自動給水装置の弁を閉止し、呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	呼水槽の水量がおおむね2分の1に減水するまでの間に確実に作動すること。
			自動給水装置作動状況	呼水槽の排水弁を開放し、排水する。	自動給水装置が作動すること。
			呼水槽からの水の補給状況	ポンプの漏斗、排気弁等を開放する。	呼水槽からの補給水が流出すること。
	制御装置試験	起動・停止操作時の状況等	ポンプを起動させた後、停止させる。	a 起動、停止のための押ボタンスイッチ等が確実に作動すること。 b 起動を明示する表示灯が点灯又は点滅すること。 c 開閉器の開閉が電源表示灯等の表示により確認できること。 d ポンプの締切、定格負荷運転時の電圧又は電流値は適正であること。	
		電源切替時の運転状況	ポンプを起動させた後、常用電源を遮断させる。また、その後常用電源を復旧させる。	常用電源の遮断及び復旧後において、起動操作することなくポンプが継続運転していること。	
	起動装置試験	ポンプの起動状況等	制御盤の直接操作又は遠隔操作、試験弁の開放等のポンプを起動させるための操作を行う。	ポンプの始動及び停止が確実であること。	
		起動表示の点灯状況	制御盤の直接操作又は遠隔操作、試験弁の開放等のポンプを起動させるための操作を行う。	始動表示灯の点灯又は点滅が確実であること。	
		起動用水圧開閉装置の作動圧力	起動用圧力タンクの排水弁を開放して、起動用水圧開閉器の設定作動圧力を測定する。(この試験は、3回繰り返す。)	作動圧力は、設定作動圧力値の±0.05MPa以内であること。	
	ポンプ試験	運転状況	ポンプを起動させる。	a 電動機及びポンプの回転が円滑であること。 b 電動機に著しい発熱及び異常音がないこと。 c 電動機の起動性能が確実であること。 d ポンプのグランド部から著しい漏水がないこと。 e 圧力計及び連成計の指示圧力値が適正であること。 f 配管からの漏水、配管の亀裂等がなく、フート弁が適正に作動していること。	
		※締切運転時の状況	ポンプの吐出側の止水弁を閉止し、締切揚程、電圧及び電流を測定する。  注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程－吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。	a 締切揚程が定格負荷運転時の吐出揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の140%以下であること。 b 電圧値及び電流値が適正であること。	

		※定格負荷運転時の状況	<p>ポンプが定格負荷運転となるように調整し、吐出揚程、電圧及び電流を測定する。</p> <p>注：ブースターポンプとして使用するものは、揚程－吐出量の合成特性を作成し、その特性を確認する。</p>	<p>a 吐出揚程が当該ポンプに表示されている揚程（ブースターポンプにあっては、合成特性値）の100%以上110%以下であること。</p> <p>b 電圧値及び電流値が適正であること。</p>
		※水温上昇防止装置試験	<p>ポンプを締切運転し、逃し配管からの逃し水量を測定する。</p>	<p>逃し水量は、次式で求めた量以上であること。</p> $q = \frac{4L_s \cdot C}{\Delta t}$ <p>q : 逃し水量 (L/min)  L<sub>s</sub> : ポンプ締切運転時出力 (kW)  C : 3.6MJ (1kW 時当たりの水の発熱量)  Δt : 30℃ (ポンプ内部の水温上昇限度)</p>
		※ポンプ性能試験装置試験	<p>ポンプを起動し、定格吐出点における吐出量を JIS B 8302 に規定する方法で測定するとともに、そのときの流量計表示目盛を読みとる。</p>	<p>JIS B 8302 に規定する方法により求めた吐出量の値と流量計の表示値との差が、当該流量計の使用範囲の最大目盛の±3%以内であること。</p>
高架水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	<p>排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。</p>	<p>給水装置が作動し、給水されること。</p>
	静水圧測定		<p>高架水槽から最上位及び最下位の試験弁の位置における静水圧を測定する。</p>	<p>設定された圧力値以上であること。</p>
圧力水槽を用いるもの	作動試験	給水装置作動状況	<p>排水弁を開放し、水槽内の水を排水する。</p>	<p>給水装置が作動し、給水されること。</p>
		自動加圧装置作動状況	<p>排気弁を開放し、圧力水槽内の圧力を降下させる。</p>	<p>自動加圧装置が作動すること。</p>
	静水圧測定		<p>圧力水槽から最上位及び最下位の試験弁の位置における静水圧を測定する。</p>	<p>設定された圧力値以上であること。</p>
配管耐圧試験			<p>当該配管に給水する加圧送水装置の締切圧力の1.5倍以上の水圧を加える。</p>	<p>管、管継手、バルブ類の亀裂、変形、漏水等がないこと。</p>
制御弁閉止表示機能試験			<p>制御弁を閉止位置に操作する。</p>	<p>制御弁表示灯が点滅すること。</p>
流水検知装置又は圧力検知装置・表示・警報等			<p>試験弁を操作することにより、流水検知装置又は圧力検知装置、表示装置、表示器及び音声警報装置の作動状況を確認する。</p>	<p>a 表示装置に作動した階又は放水区域が適正に表示されること。</p> <p>b 流水検知装置又は圧力検知装置の作動が適正であること。</p> <p>c 音声警報装置の作動及び警報の報知は、適正であること。</p> <p>d 表示器の作動表示灯が点滅すること。</p>
相互作動試験 (一の特定共同住宅等に二以上の表示装置が設けられているもの)	相互通話の状況		<p>表示装置を設けてある場所相互において相互通話を行う。</p>	<p>同時に相互通話ができること。</p>
	音声警報装置の鳴動状況		<p>試験弁を開放し、所定の操作をして行う。</p>	<p>いずれの表示装置からも音声警報装置が正常に鳴動すること。</p>

備考 ※印の試験は、「加圧送水装置の基準」(平成9年消防庁告示第8号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものについては、省略することができる。

ウ 総合試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
放水試験	起動性能等	試験弁を開放する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 高架水槽及び圧力水槽を用いるものにあつては、流水検知装置又は圧力検知装置の作動により定められた警報が適正に発せられること。</li> <li>b ポンプを用いるものにあつては、流水検知装置又は圧力検知装置、又は起動用圧力開閉装置が作動することにより加圧送水装置が起動すること。</li> <li>c 定められた警報が適正に発せられること。</li> <li>d 防災センター等に放水した階又は放水区域の表示ができること。</li> </ul>
	放水圧力	試験弁において、放水圧力及び放水量を測定する。	放水圧力は 0.1MPa 以上 1MPa 以下、放水量は 50 L/min 以上であること。 なお、放水量は、次式により算出することができる。 $Q = K\sqrt{10P}$ Q : 放水量 (L/min) P : 放水圧力 (MPa) K : 定数 (50)
	放水量		
非常電源切替試験	自家発電設備	常用電源における放水試験の最終段階において、常用電源を電源切替装置一次側で遮断する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。</li> <li>b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。</li> <li>c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</li> </ul>
	蓄電池設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電圧は、適正に確立されていること。</li> <li>b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。</li> <li>c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</li> </ul>
	燃料電池設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電圧確立までの所要時間は、適正であること。</li> <li>b 運転中においてポンプ等に異常がないこと。</li> <li>c 放水圧力及び放水量は、適正であること。</li> </ul>

### 第3章 共同住宅用自動火災報知設備

共同住宅用自動火災報知設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

#### ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準
警戒区域	警戒区域の設定	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 一の警戒区域の面積は、1,500㎡以下であること。</li> <li>b 警戒区域の一边の長さは、50m以下であること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に共同住宅用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一边の長さを100m以下とすることができる。</li> <li>c 警戒区域は、2以上の階（メゾネット型の住戸等の階数は1の階とみなすことができる。）にわたらないこと。ただし、次の場合はこの限りではない。  <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 一の警戒区域の面積が住戸、共用室又は管理人室にあつては、150㎡以下、その他の部分にあつては500㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合</li> <li>(b) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等に煙感知器を設ける場合</li> </ul> </li> <li>d cにかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあつては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域としていること。</li> <li>e cにかかわらず、廊下型特定共同住宅等の階段室等にあつては、当該階段室等ごとに一の警戒区域としていること。</li> </ul>
住棟受信機 共同住宅用受信機	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 住棟受信機にあつては、防災センター等に設けてあること。ただし、防災センター等がない場合にあつては、管理人室に設けること。また、管理人室に常時人がいない場合は、火災が発生した旨の表示を容易に確認できる場所に設けること。</li> <li>b 一の特定共同住宅等に二以上の住棟受信機が設けられているときは、これらの住棟受信機相互間で同時に通話できる設備が設けてあること。</li> <li>c 共同住宅用受信機にあつては、住戸、共用室又は管理人室で床面積が150㎡を超えるものに設けられていないこと。ただし、補助音響装置により有効に火災の発生を報知できる場合はこの限りではない。</li> <li>d 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> <li>e 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> </ul>
	周囲の状況・操作性		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</li> <li>b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。</li> </ul>
	設置状況		地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</li> <li>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</li> <li>e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。</li> </ul>

	操 作 部	目視及びスケール等により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電源監視装置は、正常であること。</li> <li>b 操作スイッチは、床面から0.8m(いすに座って操作するものにあつては0.6m)以上1.5m以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。</li> <li>c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面3m離れた位置で明確に識別できること。</li> <li>d 表示装置には、警戒区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。</li> </ul>
	予 備 品 等		<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等を備えてあること。</li> <li>b 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有する住棟受信機に限る。)を備えてあること。</li> </ul>
中 継 器	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> <li>b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</li> <li>c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> <li>d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防爆構造のものであること。</li> <li>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>g 外部試験器を接続する中継器の場合にあつては、住戸の外部であつて容易に接続することができる場所に設けてあること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</li> <li>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</li> <li>e 接地端子が設けられているものにあつては、適切な接地が施されていること。</li> </ul>
	予 備 品 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等が備えられていること。</li> <li>b 表示温度等設定一覧図(アナログ式に限る。)、システムブロック図(自動試験機能を有するものに限る。)を備えられていること。</li> </ul>
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 専用の回路となっていること。</li> <li>b 電源の容量が適正であること。</li> </ul>
	非 常 種 電 源 別	目視により確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備(予備電源を含む。)であること。ただし、共同住宅用受信機の主電源が停止した場合において、当該共同住宅用受信機が設置された住戸、共用室又は管理人室の感知器、音声警報装置、補助音響装置及び戸外表示器の機能に支障を生じないように措置を講じている場合は、非常電源を設けないことができる。

感 知 器	警 戒 状 況		目視により確認する。	<p>a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取り付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けられており、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けられていること。</p> <p>b 炎感知器は、設置場所に適した種類のものが取り付けられており、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。</p> <p>c 点検その他の維持管理ができる場所に設けられていること。</p> <p>d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けられていること。</p> <p>e 住戸内には、自動試験機能等対応感知器が設置されていること。</p>
	熱 感 知 器 （差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型、熱アナログ式スポット型）	設 置 状 況	目視により確認する。	<p>a 感知器（壁面設置の感知器を除く。）の下端は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けられていること。</p> <p>b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けられていること。</p> <p>c 感知器は、取付け面に対して45度以上傾斜させないように設けられていること。</p> <p>d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より20度低い場所に設けられていること。</p> <p>e 共用部分の廊下及び通路に設置する熱感知器（差動式スポット型若しくは補償式スポット型の1種若しくは2種、定温式スポット型の特種（公称温度60℃又は65℃に限る。）若しくはこれらの種別を有する感知器（アナログ式感知器に限る。gにおいて同じ。）は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を、火災を有効に感知するよう設けられていること。</p>



煙感知器（光電式スポット型、光電アナログ式スポット型、イオン化式スポット型、イオン化アナログ式スポット型）	設置状況	目視により確認する。	<p>a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次のb及びeにおいて同じ。）の下端は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けてあること。</p> <p>b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けること。</p> <p>c 天井が低い居室（天井高2.3m未満）又は狭い居室（40㎡未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。</p> <p>d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の吹出し口のある居室にあつては当該吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。</p> <p>e 感知器は、取付け面に対して45度以上傾斜させないように設けてあること。</p> <p>f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。</p> <p>g 共用部分の廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離20m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は設けないことができる。</p> <p>（a）階段に接続していない10m以下の廊下及び通路</p> <p>（b）階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下及び通路</p> <p>（c）常時外気に開放されている廊下及び通路</p> <p>h 共用部分の階段及び傾斜路に設けてある場合は、6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上火災を有効に感知するよう設けてあること。ただし、常時外気に開放されている階段及び傾斜路は設けないことができる。</p> <p>i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これに類する場所（水平断面積が1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は設けないことができる。</p> <p>（a）エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該機械室に煙感知器を設けてある場合</p> <p>（b）パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合</p> <p>（c）開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</p>
炎感知器	設置状況	目視により確認する。	<p>a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。</p> <p>b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</p> <p>c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</p> <p>d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</p>
構造	性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知に妨げになる塗装等がされていないこと。</p>

音声警報装置	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</li> <li>b 住戸、共用室又は管理人室に設けるもの 前方1m離れた地点で、70デシベル以上の音圧を出力できる音声警報装置を1個以上設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分がある場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。</li> <li>c 住戸、共用室又は管理人室以外の場所に設けるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 階段又は傾斜路以外の場所 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 100㎡を超える警報区域にはL級、50㎡を超え100㎡以下の警報区域にはL級又はM級、50㎡以下の警報区域にはL級、M級若しくはS級のもの又ははこれらと同等の音圧を有するものが設置されていること。</li> <li>② 警報区域ごとに、その警報区域の各部分から一の音声警報装置までの水平距離が10m以下となるように設けてあること。ただし、居室及び居室から地上に通ずる主たる廊下その他の通路にあつては6㎡以下、その他の部分にあつては30㎡以下の警報区域については、その警報区域の各部分から隣接する他の警報区域に設置された音声警報装置までの水平距離が8m以下となるように設けてあるときは、音声警報装置を設けないことができる。</li> </ul> </li> <li>(b) 階段又は傾斜路 垂直距離15mにつきL級のもの又はこれと同等の音圧を有するものが1個以上設けてあること。</li> </ul> </li> <li>d 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> </ul>
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 地区音響装置の基準を定める件（平成9年消防庁告示第9号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
戸外表示器	設置場所	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>b 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入り口の外部で、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。</li> </ul>
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 戸外表示器を定める件（平成18年消防庁告示第20号）の基準に適合していること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> </ul>

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準								
配線	共通線試験	住棟受信機の個々の共通線について、共通線を外し、住棟受信機の回路導通試験により、試験用計器等で断線となる警戒区域数を確認する。	共通線が共用している警戒区域の数は、7以下であること。								
	※送り配線試験	住棟受信機 次表で定める警戒区域数に応じた任意の試験回線数について、住棟受信機に直接接続されている感知器又は共同住宅用受信機までの配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該回線末端の感知器又は共同住宅用受信機を作動させることにより行う。 <table border="1" data-bbox="831 651 1167 783"> <thead> <tr> <th>警戒区域数</th> <th>試験回線数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11～50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	警戒区域数	試験回線数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	a 感知器及び共同住宅用受信機の配線は、送り配線となっていること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示しないこと。
警戒区域数	試験回線数										
10以下	1										
11～50	2										
51以上	3										
		共同住宅用受信機 次表で定める住戸等数に応じた任意の試験住戸等数について、感知器の配線が送り配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該住戸等端末の感知器を作動させることにより行う。 <table border="1" data-bbox="831 1050 1167 1182"> <thead> <tr> <th>住戸等数</th> <th>試験住戸等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11～50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	住戸等数	試験住戸等数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	a 感知器の配線は、送り配線となっていること。 b 当該住戸等の共同住宅用受信機の内線が火災表示しないこと。
住戸等数	試験住戸等数										
10以下	1										
11～50	2										
51以上	3										
住棟受信機	※火災表示試験	火災表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。 <table border="1" data-bbox="548 1345 813 1442"> <thead> <tr> <th>保持機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>蓄積式の機能</td> </tr> </tbody> </table>	保持機能	蓄積式の機能	a 火災表示、保持機能が正常であること。 b 火災信号を他の機器に移報するものにあつては、確実に移報できること。  設定された時間以内に火災表示を行うこと。						
保持機能											
蓄積式の機能											

	※注意表示試験 (アナログ式受信機に限る。)	注意灯、地区表示装置及び注意音響装置(以下「注意表示」という。)の状況	注意表示試験スイッチ等を所定の操作方法により操作して回線ごとに行う。	注意表示が正常であること。
	設定表示温度試験(アナログ式受信機に限る。)	設定表示温度等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回線の導通状態を自動的に監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※同時作動試験	常用電源使用時 予備電源使用時	任意の5回線(5回線未満の受信機にあつては全回線)の火災作動状態にする。 任意の2回線(1回線の受信機にあつては1回線)を火災作動状態にする。	受信機、主音響装置、音声警報装置、附属装置等の機能に異常がなく適正に火災状態を継続すること。
	※感知器作動試験	自動試験機能を有するもの 遠隔試験機能を有するもの	所定の操作で作動させる。 所定の操作(外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作)により行う。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。 感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
	※予備電源試験	電源の自動切替機能 電圧	主電源の遮断及び復旧を行う。 予備電源スイッチを操作する。	電源の自動切替機能が正常であること。 所定の電圧値を有していること。
	付 属 装 置 試 験		附属装置を作動又は作動状態におき、火災表示試験及び注意表示試験の試験方法により行う。	a 附属装置が受信機の機能に有害な影響を及ぼさないこと。 b 総合操作盤を接続するものには、受信機からの信号が総合操作盤に移報すること。
	相 互 作 動 試 験 ( 一 の 防 火 対 象 物 に 2 以 上 の 住 棟 受 信 機 が 設 け ら れ て い る も の )	相 互 通 話 状 況 音 声 警 報 装 置 鳴 動 状 況	受信機を設けてある場所相互において相互通話を行う。 火災表示試験スイッチを所定の操作をして行う。	同時に相互通話ができること。 いずれの受信機からも音声警報装置が正常に鳴動すること。
共同住宅用受信機	火災警報等試験	感知器作動警報	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a 音声警報装置から感知器作動警報が正常に放送されること。 b 戸外表示器の作動表示灯の点滅が3m離れた位置で確認できること。

		火災警報	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	a 火災表示が正常であること。 b 住棟受信機の当該回線が火災表示すること。 c 音声警報装置からの火災警報が正常に放送されること。 d 戸外表示器 (a) 作動表示灯が点滅を継続すること。 (b) 火災警報を放送すること。
		蓄積式の機能	火災確認スイッチ等を所定の操作方法により操作する。	設定された時間以内に火災表示を行うこと。
	感知器作動試験	自動試験機能を有するもの	所定の操作により作動させる。	感知器の機能の正常又は異常が判別できること。
		遠隔試験機能を有するもの	外部試験器を接続する等所定の操作により作動させる。	
	予備電源試験（予備電源を有するものに限る。）	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
中 継 器	設定表示温度試験	設定表示温度等	感度設定装置又は感度固定装置を操作して行う。	a アナログ式感知器の表示温度等が表示温度等設定一覧図に示されたものと同じものであること。 b 表示温度等設定一覧図の内容が適正であること。
	※ 回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を操作して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状態を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。
	※ 遠隔試験機能		所定の操作（外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続する操作）により行う。	感知器の機能及び共同住宅用受信機の通電状態（通電状態を監視するものに限る。）の正常又は異常が判別できること。なお、試験中には、共同住宅用受信機から警報が鳴動しないようにすることができる。
	※ 予備電源試験	電源自動切替機能	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
感 知 器	熱感知器 (差動式スポット型 定温式スポット型 補償式スポット型 熱アナログ式スポット型)	電 圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。
		※ ☆ 作 動 試 験	加熱試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。

	煙感知器 (イオン化式スポット型、光電式スポット型、イオン化アナログ式スポット型、光電アナログ式スポット型)	※ ☆ 作 動 試 験	加煙試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。
	炎感知器	※ ☆ 作 動 試 験	感知器に適応する試験器を用いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。
音声警報装置 (補助音響装置を含む。)	鳴 動 方 式 試 験		所定の操作により作動させて行う。	音声警報装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。
	作 動 試 験		所定の操作により音声警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	a 住戸、共用室又は管理人室内に設けるものの音圧は、70 d B以上であること。 b 住戸、共用室又は管理人室以外の部分に設けるものの音圧は、L級で92 d B以上、M級で87 d B以上若しくはS級で84 d B以上又はこれらに準ずるものであること。
戸 外 表 示 器	作 動 試 験		所定の操作により火災警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧及び作動表示灯の作動状況を確認する。	a 音圧が70 d B以上であること。 b 作動表示灯は、赤色で点滅していることが3 m離れた位置で確認できること。
非 常 電 源	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。
		そ の 他	第24「非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)」、第25「非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備)」又は第27「非常電源(蓄電池設備)」の機能試験によること。ただし、予備電源が非常電源を兼用している場合は、予備電源試験を行うことにより省略することができる。	

備考1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験により確認するものとする。

2 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。

3 ※の試験は、自動試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、自動的又は簡単な操作による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。

4 ☆の試験は、遠隔試験機能を有する共同住宅用自動火災報知設備にあっては、外部試験器による試験で異常が無いことを確認できることにより替えることができる。

### 第34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

#### ア 外観試験

試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
住戸用自動火災報知設備	警戒区域の設置	目視により確認する。	<p>a 警戒区域の一边の長さは、50m以下であること。ただし、住戸、共用室及び管理人室について、その主たる出入口が階段室等以外の廊下等の通路に面する特定共同住宅等に住戸用自動火災報知設備を設置する場合に限り、一の警戒区域の一边の長さを100m以下とすることができる。</p> <p>b 警戒区域は、2以上の階（メゾネット型の住戸等の階数は1の階とみなすことができる。）にわたらないこと。ただし、次の場合はこの限りではない。</p> <p>(a) 一の警戒区域の面積が住戸、共用室又は管理人室にあっては、150㎡以下であり、かつ、当該警戒区域が2の階にわたる場合</p> <p>(b) 階段、傾斜路、エレベーターの昇降路等に煙感知器を設ける場合</p> <p>c bにかかわらず、階段室型特定共同住宅等にあっては、一の階段室等に主たる出入口が面している住戸等及び当該階段室等を単位として、6以上の階にわたらない部分を一の警戒区域としていること。</p> <p>d bにかかわらず、廊下型特定共同住宅等の階段室等にあっては、当該階段室等ごとに一の警戒区域としていること。</p>
	住戸用受信機	設置場所等	<p>a 住戸用受信機にあっては、住戸、共用室又は管理人室で床面積が150㎡を超えるものに設けられていないこと。ただし、補助音響装置により有効に火災の発生を報知できる場合はこの限りではない。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。</p>
		設置状況	<p>a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</p> <p>b 直射日光、外光、照明等により表示灯の点灯に影響を受けないような位置に設けてあること。</p> <p>地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。</p>
	構造・性能	目視により確認する。	<p>a 検定品であること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</p> <p>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けてあること。</p> <p>e 接地端子が設けられているものには、適切な接地が施されていること。</p>

	操作部	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 電源監視装置は、正常であること。</li> <li>b 操作スイッチは、床面から 0.8m (いすに座って操作するものにあっては 0.6m) 以上 1.5m 以下の高さで容易に操作できるように設けてあり、損傷、ゆるみ等がなく、停止点が明確であること。</li> <li>c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は前面 3m 離れた位置で明確に識別できること。</li> </ul>
	予備品等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等を備えてあること。
中継器	設置場所等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> <li>b 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要な空間が保有してあること。</li> <li>c 機器が損傷を受けるおそれがない場所に設けてあること。</li> <li>d 腐食性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあっては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあっては、適当な防爆構造のものであること。</li> <li>f 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあっては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>g 外部試験器を接続する中継器の場合にあっては、住戸の外部であって容易に接続することができる場所に設けてあること。</li> </ul>
	構造・性能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</li> <li>c 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</li> <li>d ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないよう取り付けられていること。</li> <li>e 接地端子が設けられているものにあっては、適切な接地が施されていること。</li> </ul>
	予備品等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 所定の予備品、回路図等を備えられていること。</li> <li>b システムブロック図（自動試験機能を有するものに限る。）が備えられていること。</li> </ul>
	常用電源	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 専用の回路となっていること。</li> <li>b 電源の容量が適正であること。</li> </ul>
	予備電源（予備電源を有するものに限る。）	目視により確認する。	適正に設置されていること。
感知器	警戒状況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器（炎感知器を除く。）は、設置場所、取り付け高さに適した種類及び種別のものが取り付けられてあり、かつ、未警戒部分がないように、感知区域の面積に応じた個数が取り付けられていること。</li> <li>b 炎感知器は、設置場所に適した種類のもので取り付けられてあり、かつ、監視空間又は監視距離が適正であること。</li> <li>c 点検その他の維持管理ができる場所に設けてあること。</li> <li>d 火災の感知を妨げる障害物がない場所で、かつ、有効に感知できる位置に設けてあること。</li> <li>e 住戸内には、自動試験機能等対応型感知器が設置されていること。</li> </ul>



	<p>熱感知器 (差動式スポット型、定温式スポット型、補償式スポット型)</p>	<p>設置状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次のcにおいて同じ。）の下端は、取付け面の下方0.3m以内の位置に設けてあること。  b 換気口等の空気の吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。  c 感知器は、取付け面に対して45度以上傾斜させないように設けてあること。  d 定温式の性能を有するものにあつては、周囲温度が公称作動温度（2以上の公称作動温度を有するものにあつては、最も低い公称作動温度）又は公称定温点より20度以上低い場所に設けてあること。  e 共用部分の廊下又は通路に設置する熱感知器（差動式スポット型若しくは補償式スポット型の1種若しくは2種、定温式スポット型の特種（公称温度60℃又は65℃に限る。）は、歩行距離15mにつき1個以上の個数を火災を有効に感知するよう設けてあること。</p>
	<p>煙感知器 (光電式スポット型、イオン化式スポット型)</p>	<p>設置状況</p>	<p>目視により確認する。</p>	<p>a 感知器（壁面設置の感知器を除く。次のb及びeにおいて同じ。）の下端は、取付け面の下方0.6m以内の位置に設けてあること。  b 壁又ははりから0.6m以上離れた位置に設けてあること。ただし、廊下等の幅が1.2m未満の場合、中心部に設けること。  c 天井が低い居室（天井高2.3m未満）又は狭い居室（40㎡未満の居室）の場合は、入り口付近に設けてあること。  d 天井付近に吸気口のある居室にあつては当該吸気口付近に、換気口等の吹出し口のある居室にあつては当該吹出し口から1.5m以上離れた位置に設けてあること。  e 感知器は、取付け面に対して45度以上傾斜させないように設けてあること。  f 廊下、通路、階段及び傾斜路を除き、一感知区域ごとに感知器が設けてあること。  g 共用部分の廊下及び通路に設けてある場合は、歩行距離30m（3種の感知器にあつては20m）以下であること。ただし、次の場合は、設けないことができる。なお、歩行距離が10mを超え、30m未満の廊下にあつては、有効に感知できるよう設けてあること。  (a) 階段に接続していない10m以下の廊下又は通路  (b) 階段に至るまでの歩行距離が10m以下の廊下又は通路  (c) 常時外気に開放されている廊下及び通路  h 共用部分の階段及び傾斜路に設けてある場合は、6以上の階にわたらない部分ごとに1個以上火災を有効に感知するよう設けてあること。ただし、常時外気に開放されている階段及び傾斜路は設けないことができる。  i エレベーター昇降路、パイプダクトその他これに類する場所（水平断面積が1㎡以上のものに限る。）は、最上部に1個以上設けてあること。ただし、次の場合は、設けないことができる。  (a) エレベーター昇降路の上部に機械室があり、当該昇降路と機械室とが完全な水平区画がなく、当該区画に煙感知器を設けてある場合  (b) パイプダクトその他これらに類する場所が、2の階以下で完全に水平区画されている場合  (c) 開放式の廊下等に接続するエレベーターの昇降路等の場合</p>

		炎 感 知 器	設 置 状 況	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 感知器は、天井等又は壁に設けてあること。</li> <li>b 感知器は、壁によって区画された区域ごとに、当該区域の床面から高さが1.2mまでの空間の各部から当該感知器までの距離が公称監視距離の範囲内となるように設けてあること。</li> <li>c 感知器は、障害物等により有効に火災の発生を感知できないことがないように設けてあること。</li> <li>d 感知器は、日光を受けない位置に設けてあること。ただし、感知障害が生じないように遮光板等が設けてある場合は、この限りでない。</li> </ul>
		構 造	・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 検定品であること。</li> <li>b 変形、損傷等がなく、熱、煙又は炎の感知に妨げになる塗装等がされていないこと。</li> </ul>
音声警報装置 (補助音響装置を含む)	音声警報	設 置 場 所 等		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</li> <li>b 前方1m離れた地点で、70dB以上の音圧を出力できる音声警報装置を有効に火災の発生を報知できるように設けてあること。ただし、有効に音声警報が伝わらないおそれがある部分がある場合は、有効に音声警報が伝わるよう補助音響装置が設けてあること。</li> <li>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> </ul>
		構 造	・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 地区音響装置の基準を定める件(平成9年消防庁告示第9号)に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
	音響警報	設 置 場 所 等		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</li> <li>b 前方1m離れた地点で、70dBの音圧を出力できる音響装置を有効に火災の発生を報知できるように設けてあること。</li> <li>c 腐食性ガス等が滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>d 可燃性ガス等が発生又は滞留するおそれのある場所に設けるものにあつては、防爆構造のものであること。</li> <li>e 雨水等の影響を受ける場所に設けるものにあつては、適当な防護措置が講じてあること。</li> </ul>
		構 造	・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 非常警報設備の基準を定める件(昭和48年消防庁告示第6号)に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
戸外表示器		設 置 場 所		目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 点検に便利な場所で、防滴措置がなされているものを除き、雨水のかかるおそれのない場所に設けてあること。</li> <li>b 住戸、共用室及び管理人室の主たる出入口の外部で、作動表示灯が当該住戸、共用室及び管理人室が面する共用部分から容易に識別できる場所に設けてあること。</li> </ul>

		構 造 ・ 性 能		<p>a 戸外表示器を定める件(平成18年消防庁告示第20号)の基準に適合していること。</p> <p>b 機器の各部に変形、損傷等がないこと。</p>
共同住宅用非常警報設備	操 作 部	設 置 場 所	目視により確認する。	<p>a 操作部は、防災センター等常時人のいる場所に設けてあること。ただし、操作部の一回線型で起動装置と一体となっているものは、起動装置の設置の例により設けられていることで足りる。</p> <p>b 温度、湿度、衝撃・振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>c 機器が損傷を受けるおそれのない場所に設けてあること。</p> <p>d 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けてあること。</p>
		周 囲 の 状 況 ・ 操 作 性	目視により確認する。	<p>a 操作上又は点検実施上支障とならない位置で、かつ、操作等に必要空間が保有してあること。</p> <p>b 直射日光、外光、照明等により表示灯に影響を受けないような位置に設けてあること。</p>
		設 置 状 況	目視により確認する。	地震等により、倒れないように堅固に設けてあること。
		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<p>a 1回線に接続できる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ15以下とすること。</p> <p>b 非常警報設備の基準を定める件(昭和48年消防庁告示第6号)に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</p> <p>c 機器の外部に変形、損傷等がないこと。</p> <p>d 外部から人が容易に触れるおそれのある充電部は、保護してあること。</p> <p>e ヒューズ等は、容量が適正であり、容易にゆるまないように取り付けてあること。</p>
	操 作 部	目視及びスケール等を用いて確認する。	<p>a 電源監視装置は、適正であること。</p> <p>b 操作スイッチは、床面から0.8m(いすに座って操作するものにあつては0.6m)以上1.5m以下の高さに容易に操作できるように設けてあり、摩耗、がたつき等がなく、停止点が明確であること。</p> <p>c 各種表示灯は、点灯状態が正常であり、かつ、灯火は、前面3m離れた位置で明確に識別できること。</p> <p>d 表示装置には、報知区域の名称が容易に消えずに、かつ、適正に表示してあること。</p>	
	予 備 品 等	目視により確認する。	所定の予備品、回路図等が備えられていること。	
	電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	<p>a 専用の回路となっていること。</p> <p>b 電源の容量が適正であること。</p>
非 常 電 源 種 別		非常電源の種別を確認する。	非常電源専用受電設備又は蓄電池設備(予備電源を含む。)であること。	

起 動 装 置	設 置 場 所 等	目視及びスケール等を用いて確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 多数の者の目にふれやすく、かつ、操作の容易な場所に設けてあること。</li> <li>b 各階ごとに、階段付近に設けてあること。ただし、階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けることができる。</li> <li>c 雨水、腐食性ガス等の影響を受ける場所に設けてあるものは、屋外型又はこれと同等以上の防護措置が講じられていること。</li> <li>d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</li> <li>e 押しボタンスイッチの位置は、床面から 0.8m以上 1.5m以下であり、操作上支障となる障害物がないこと。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 押しボタンスイッチ前面には、保護板が操作上支障がないように設けてあること。</li> <li>c 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>
表 示 灯	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 通行に支障がない場所で、多数の者の目にふれやすい位置に設けてあること。</li> <li>b 起動装置の直近に設けてあること。ただし、起動装置と一体となっているものは、起動装置の基準の例により設けておくことで事足りる。</li> <li>c 雨水、腐食性ガス等の影響を受ける場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>d 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</li> </ul>
	構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> <li>c 表示灯は取付け面から、15 度以上の角度となる方向に沿って 10m離れた位置から点灯状態が明確に確認できること。</li> </ul>
音響装置(ベル・サイレン)	設 置 場 所 等	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 音響効果を妨げる障害物がない位置に設けてあること。</li> <li>b 廊下型特定共同住宅等にあつては、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が 25m以下となるように設けてあること。階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けてあること。</li> <li>c 通行、荷物の搬送等による損傷を受けない位置に設けてあること。</li> <li>d 雨水、腐食性ガス等の影響を受けるおそれのある場所に設けてあるものは、適当な防護措置が講じてあること。</li> <li>e 可燃性ガス、可燃性粉じん等が滞留するおそれのある場所には、防爆構造のものであること。</li> </ul>
	構 造	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>a 非常警報設備の基準を定める件（昭和 48 年消防庁告示第 6 号）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が付されていること。</li> <li>b 変形、損傷、腐食等がないこと。</li> </ul>

イ 機能試験

試験項目		試験方法		合否の判定基準									
住戸用自動火災報知設備	配線	※送配線試験	住戸用受信機	次表で定める住戸等の数に応じた任意の試験住戸等数について、感知器の配線が送配線となっていることを確認した後に、当該配線の一線を外し、当該回線端末の感知器を作動させる。	a 感知器の配線は、送配線となっていること。 b 当該住戸等の住戸用受信機の回線が火災表示しないこと。								
				<table border="1"> <thead> <tr> <th>住戸等数</th> <th>試験住戸等数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10以下</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>11～50</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>51以上</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>	住戸等数	試験住戸等数	10以下	1	11～50	2	51以上	3	
	住戸等数	試験住戸等数											
	10以下	1											
	11～50	2											
	51以上	3											
	住戸用受信機	※火災警報等試験	火災警報	加熱試験器、加煙試験器等を用いて感知器を作動させる。	a 火災表示が正常であること。 b 音声警報装置から火災警報が正常に放送されること。 c 火災信号を他の機器に移報するものにあつては、確実に移報できること。								
			蓄積式の機能										
	中継器	※回路導通試験		導通試験スイッチ、回線選択スイッチ等を使用して回線ごとに行う。ただし、回路の導通状態を自動監視しているものにあつては、任意の感知器回路を外す等断線状態とする。	a 試験用計器等の指示値が適正であること。 b 断線警報を発すること。								
		※遠隔試験機能		所定の操作(外部試験器を接続するものにあつては、当該試験器を接続して操作)により行う。	感知器の機能及び住戸用受信機の通電状態(通電状態を監視するものに限る。)の正常又は異常が判別できること。なお、試験中には、住戸用受信機から警報が鳴動しないようにすることができる。								
	※予備電源試験	電源自動切替	主電源の遮断及び復旧を行う。	電源の自動切替機能が正常であること。									
		電圧	予備電源スイッチを操作する。	所定の電圧値を有していること。									
感知器	熱感知器 (差動式スポット型 補償式スポット型 定温式スポット型)	※☆作動試験	加熱試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。									
	煙感知器 (イオン化式スポット型、 光電式スポット型)	※☆作動試験	加煙試験器を用いて所定の操作により作動させる。	正常に作動すること。									
	炎感知器	※☆作動試験	感知器に適應する試験器を用いて感知器を作動させる。	正常に作動すること。									

	音声警報装置等(補助音響装置を含む。)	作 動 試 験		音声により警報を発するもの	所定の操作により音声警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	音圧は、70 d B以上であること。
				音響により警報を発するもの	音響装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	音圧は、70 d B以上であること。
	戸外表示器	作 動 試 験		所定の操作により火災警報の第2警報音を鳴動させた状態において、音声警報装置の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧及び作動表示灯の作動状況を確認する。	a 音圧は、70 d B以上であること。 b 作動表示灯は、赤色で点滅していること。	
共同住宅用非常警報設備	起 動 装 置	起 動 装 置 試 験		起動装置を階ごとに所定の操作をして作動させる。	a 操作後、10秒以内で自動的に警報を発するとともに、操作部にあっては、火災灯が正常に点灯すること。 b 動作状態は、起動装置を手動で復旧しない限り、継続すること。 c 任意の起動装置を2個以上同時に作動させた場合、機能に異常を生じないこと。	
	音 響 装 置 (ベル、サイレン)	音 響 装 置 試 験	鳴 動 方 式 試 験 作 動 試 験	所定の操作により作動させる。 音響装置(取り付けられた状態)の中心から1m離れた位置で騒音計(A特性)を用いて音圧を測定する。	音響装置が、鳴動方式に応じ正常に鳴動すること。 ベル及びサイレンの音圧は、90 d B以上であること。	
	非 常 電 源	非 常 電 源 試 験	電 源 自 動 切 替 そ の 他	主電源の遮断及び復旧を行う。 第24「非常電源(高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備)」、第25「非常電源(低圧で受電する非常電源専用受電設備)」又は第27「非常電源(蓄電池設備)」の機能試験によること。	電源の自動切替機能が正常であること。	

備考1 蓄積式中継器の機能試験は、感知器の作動試験により確認するものとする。

2 作動試験に用いる試験器は、所定の性能を有していること。

3 ※の試験は、自動試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、自動的又は簡単な操作による試験で異常が無いことにより替えることができる。

4 ☆の試験は、遠隔試験機能を有する住戸用自動火災報知設備にあっては、外部試験器による試験で異常が無いことにより替えることができる。